



SOMPO JAPAN
DIY LIFE

損保ジャパンDIY生命の現状

2013



SOMPO JAPAN DIY LIFE

NKSJグループでは、2012年6月にグループ共通の経営理念・行動指針・目指す企業グループ像を制定しました。これらはグループの価値観を示したものであり、当社はNKSJグループの一員としてその実現に向けて取り組んでまいります。

NKSJグループの経営理念

NKSJグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

NKSJグループの行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

NKSJグループの目指す企業グループ像

真のサービス産業として「お客さま評価日本一/No. 1」を実現し、世界で伍していくグループを目指します。

NKSJグループスローガン

First

NKSJグループスローガンを“First”と決めました。社員一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、スピードとチャレンジを大切にし、真っ先に一步を踏み出す姿勢を表現したものです。

はじめに

平素は、損保ジャパンDIY生命に格別のご愛顧を賜り、心より感謝申し上げます。このたび当社では、平成24年度決算の概況及び主な事業活動を皆さまにご報告すべく、ディスクロージャー誌「損保ジャパンDIY生命の現状2013」を作成いたしました。当社をより深くご理解いただくため、ご覧いただけましたら幸いです。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※本冊子は保険業法第111条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)に基づいてディスクロージャー資料として作成しています。

会社概要(2013年3月末日現在)

商 号：損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
(通称「損保ジャパンDIY生命」)
Sompo Japan DIY Life Insurance Co., Ltd.

取締役社長：山本 学

設 立：1999年(平成11年)4月23日

本 社 所 在 地：東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 日土地西新宿ビル
TEL：03-5437-9047
URL：http://diy.co.jp

資 本 金：101億円

株 主：株式会社損害保険ジャパン(出資比率90%)
第一生命保険株式会社(出資比率10%)



Contents

トップメッセージ

ご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

トピックス

2012年度の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

損保ジャパンDIY生命のCSR・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

金融ADR制度(裁判外紛争解決手続き)について・・・・・・ 7

「DIY生命 健康ほっとダイヤル」の設置・・・・・・・・・・ 7

経営について

NKSJグループの概要

NKSJグループの事業領域と主なグループ会社・・・・・・・・ 8

NKSJグループの経営戦略

NKSJグループの経営基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

NKSJグループの基本戦略・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2014年9月「損保ジャパン日本興亜」誕生・・・・・・・・ 9

財務の状況について

ソルベンシー・マージン比率・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

逆ざやの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

実質資産負債差額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

責任準備金の積立状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

主要業績の推移

業績の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

収支および資産運用等の状況・・・・・・・・・・・・ 13

主要な経営指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

貸借対照表および損益計算書・・・・・・・・・・・・ 15

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

内部統制システム構築の基本方針・・・・・・・・ 16

リスク管理態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

法令遵守の態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

利益相反管理基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

反社会的勢力への対応基本方針・・・・・・・・ 23

お客さま情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

保険金等支払管理態勢・・・・・・・・・・・・ 26

会社案内

お客さまとのコミュニケーションのご紹介・・・・ 27

相談・苦情処理態勢・相談(照会、苦情)の件数、および苦情からの改善事例・・・・ 28

「お客さまアンケート」の実施・・・・・・・・ 30

コールセンターのご紹介・・・・・・・・・・・・ 31

Webサイトのご紹介・・・・・・・・・・・・ 32

商品(「1年組み立て保険」)のご案内・・・・ 34

データファイル

コーポレート・データ・・・・・・・・・・・・ 38

業績データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

本文中の金額等の表示について

- ・諸表に記載の金額等は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- ・金額等に単位未満の数値がある場合には「0」、該当する金額等のない場合には「-」と表示しています。
- ・諸比率は、四捨五入により表示しています。

トップメッセージ

● ご挨拶

はじめに

平素は、損保ジャパンDIY生命に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび2012年度の決算概況および主な事業活動を皆さまにご報告する、「損保ジャパンDIY生命の現状」を作成いたしました。当社をより深くご理解いただくため、ぜひご覧くださいますようお願い申し上げます。

2012年度の振り返り

当社は、1999年の開業以来、「生命保険のダイレクト販売」をビジネスモデルの中核に置き、掛け捨てタイプの1年定期保険である『1年組み立て保険』の販売を通じて、「商品がシンプルであること」や「ライフステージにあわせた保障の見直し」の重要性を訴求してまいりました。「生命保険のダイレクト販売」のマーケットは、通信販売市場の拡大やインターネットの普及とともに年々拡大しておりますが、同時に新規参入者の増加による競争が激しくなっています。

決算の状況

そのような環境の下、当社は2012年度の決算におきまして当期純利益が539百万円となり、おかげさまで開業以来の最高益を達成することができました。これもひとえに、ご契約者さまをはじめ、当社をご支持くださった多くの皆さまのおかげであると考えております。

この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

また、保険会社の健全性を示す一つの指標といわれているソルベンシー・マージン比率は2012年度末時点で1,596.1%と、皆さまにご安心いただける水準を引き続き維持しております。

お客さま満足度向上への取り組み

2012年度は、ご契約者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方にご利用いただける健康生活応援サービスとして、5月に「DIY生命 健康ほっとダイヤル」を開設いたしました。おかげさまで、開設以来多くのお客さまにこのサービスをご利用いただいております。また、お客さまの『24時間いつでも時間を気にせず保険の申込みをしたい』との声にお応えし、9月にはインターネット保険申込サービスを開始いたしました。

さらに、お客さまにより信頼される会社となることを目的として、1月には苦情対応の国際規格である「ISO 10002」(苦情対応マネジメントシステム)に適合したお客さまの声対応の仕組みを構築し、国内通販系生命保険会社として初めて同規格の認証を取得しました。

今後も、お客さまにより一層ご満足いただける保険会社となるために、サービス・業務の改善に継続して取り組んでまいります。

2013年度の取り組み

安心、信頼の経営に徹します

生命保険会社として、保険金等のお支払いは極めて重要な業務であることから、2013年度も引き続き支払管理態勢の改善に努めてまいります。また、企業としての社会的責任を自覚し、個人情報保護の徹底、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、コーポレートガバナンスの整備・強化およびCSRにも引き続き取り組んでまいります。

効率を意識した営業活動と、業務効率化による収益力強化に努めます

お客さまに商品のコンセプトをきちんとお伝えし、ご理解いただけるよう、情報発信の内容や方法の見直しを継続して実施いたします。

当社の営業活動にあたる広告展開については、費用対効果を重視しつつ市場環境の変化にあわせた見直しおよび実行を迅速かつ適切に進めることで、保有契約の維持・拡大を実現し、収益力を高めてまいります。

また、市場環境の変化や、情報通信技術の進歩にあわせ、社内業務プロセス全般も見直す必要があると考えております。部門を横断し、役職員一人ひとりが社内業務プロセスを徹底的に見直し、更なる業務効率化・事業費削減に取り組んでまいります。

最後に

当社は、NKSJグループ唯一の「ダイレクト販売専門生命保険会社」として、お客さまに評価され、信頼いただけるよう、全役職員が全力をあげて取り組んでまいります。

引き続きご支援のほど何卒宜しくお願いいたします。



2013年7月

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社

代表取締役社長

山本 学

トピックス

● 2012年度の取り組み

インターネット保険申込みサービスを開始

『24時間いつでも時間を気にせず保険の申込みをしたい』というお客さまのご要望にお応えし、2012年9月24日よりインターネット保険申込サービスを開始しました。

当社はこれまで、必要保障額シミュレーション・保険料試算・資料請求といったインターネットのサービスを提供してきましたが、インターネット保険申込みサービスの開始により、保険プランの組み立てからお申し込みまで、インターネットでスムーズに手続き可能になりました。従来の申込書郵送によるお申し込みも引き続き受け付けますので、お客さまのご希望に応じて、インターネット申込みもしくは申込書郵送による申込をお選びいただけます。

【対象となるご契約】

「1年組み立て保険」のご契約のうち、契約者と被保険者が同一人となるご契約の新規お申込み。

【保険料のお支払い方法】

クレジットカード払い。

【インターネット申込サービスの利用方法】

当社Webサイトトップページ(<http://diy.co.jp>)の「インターネットで申し込む」バナーをクリックしてください。



当社Webサイトトップページ

コールセンター・Webサイトが評価されました

当社コールセンター・Webサイトが保険会社として初めて『五つ星』認証を取得しました。

サポートサービス業界の国際機関Help Desk Instituteの日本法人HDI-Japan(ヘルプデスク協会)が主催する「サポートポータル/問合せ窓口格付け」において、2012年度も「サポートポータル格付け」(Webサイト)と「問合せ窓口格付け」(電話窓口)の2部門で、国内最高評価の『三つ星』を取得しました(※)。さらに、「HDI五つ星認証プログラム」の基準をクリアし、日本初の『五つ星』認証企業となりました。

「HDI五つ星認証プログラム」とは、HDIサポートセンター国際スタンダードをベースとして、「リーダーシップ」「方針と戦略」「従業員管理」「プロセスと手順」「サポート資源」の5要素に関するインタビューを行い、一定基準を超えている場合に認証を行うものです。三つ星格付けを取得した企業が認証された場合に、『五つ星』認証となります。



問合せ窓口格付け三つ星
+
HDIサポートセンター認証



Webサポートポータル三つ星
+
HDIサポートセンター認証

※

調査機関：HDI-Japan

(サポートサービス業界の国際機関 Help Desk Instituteの日本法人)

調査年度：2012年度

対象：人材派遣業界、ISP業界、かつら・育毛・発毛業界、アパレル通販業界、旅行業界、航空業界、損害保険業界、生命保険業界、証券業界、金融業界、テレビ通販業界、化粧品通販業界

お客様の声対応を更に強化しました

国内通販系生命保険会社として初めてISO10002(苦情対応マネジメントシステム)認証を取得しました。

苦情対応の国際規格である「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)に適合したお客様の声対応の仕組みを構築し、国内通販系生命保険会社として初めて同規格の認証をBSIグループジャパン株式会社(英国規格協会 社長:竹尾 直章 以下、BSIジャパン)より取得しました(認証登録日:2013年1月17日)。

当社はこれまでも通販型生命保険会社としてお客様対応を最も重要と位置づけ、常に業務品質の向上に取り組んでまいりましたが、今般、お客様の声対応を更に強化するとともに、お客様にも苦情対応を適切に行っていることを広く知っていただき、お客様により信頼される会社となることを目的として、認証を取得したものです。



2013年2月8日 ISO10002認証授与式において
写真左:BSIジャパン 代表取締役社長 竹尾 直章氏
写真右:当社 代表取締役社長 山本 学

「ISO10002」の取得はゴールではなく、お客様の声を活用し業務改善に役立てるためのプロセスの一つであると考えています。したがって、今回の認証取得に満足することなく、継続的な業務改善を実施していくためPDCAのサイクルを適切に回していくことが、なにより重要であると考えています。

<ご参考>

「ISO10002」とは、組織が顧客の苦情に対し適切な処理を行うことをサポートする目的で、2004年7月に国際標準化機構(ISO)により発行された国際規格です。

国内では70を超える組織が「ISO10002」を構築・導入しており、事業者はもちろんのこと、地方自治体や財団法人、社会福祉法人など幅広い業種・業界で注目されているマネジメントシステムです。

スマートフォンサイトをリニューアルしました

2012年7月19日にスマートフォンサイトを全面改定し、より使いやすいサイトへリニューアルしました。

【リニューアルの主なポイント】

1. サイトデザインを全面的に見直すとともに、『おすすめ保障プラン』等、情報提供のためのコンテンツを充実させました。
2. 「1年組み立て保険」の保険料試算機能を追加しました。
3. Facebook・社員ブログなど当社ソーシャルメディアへのリンクを設置し、当社・当社社員が発信する様々な情報をご覧いただけるようにしました。



トップページ



「おすすめ保障プラン」ページ

広報活動の取り組み

「ボーナスと家計の実態調査」を実施しました。

2012年7月と2013年1月に、サラリーマン世帯の主婦500人に聞く「ボーナスと家計の実態調査(夏/冬)」を実施しました。

2003年の調査開始以来、毎年夏・冬の恒例となっているこの調査は、1月の発表で25回目となりました。調査結果は、テレビや新聞、インターネット等で数多く取り上げられています。

損保ジャパンDIY生命のCSR

● CSR活動方針

当社では、以下の活動方針に基づき、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

1. 「良き企業市民」として地域社会やNPO等と協働し、社会的な課題の解決や地域貢献活動に地道に取り組む。
2. 事業活動における環境問題に自主的に取り組み、社員の自然保護活動への参加など環境面での社会貢献活動に継続的に取り組む。
3. 社員への人権尊重推進と社員参加型の社会貢献活動により、働きがいと誇りのある職場作りを行う。

● 2012年度の取り組み

2012年4月にCSRの専門部署であるCSR室を設置し、主に地域社会やNPO等と協働しながら、社員参加型の社会貢献活動を展開しました。

古本・CD等の回収・寄付による東日本大震災の被災地支援

社員が古本・CD・DVD・ゲームソフトなどを収集して得た売却益を、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会の「いわてを走る移動図書館プロジェクト」に寄付しました。

岩手沿岸部の公立図書館や書店は壊滅状態で、完全な再開の見通しが難しい状況にあります。寄付金は、被災地の方の希望する新しい本の購入にあてられました。1冊の本が心の癒しになり、移動図書館に人が集まることで、コミュニケーションの拠点になります。



被災地で利用される移動図書館

福祉作業所の出張販売会による障がい者の自立支援

福祉作業所「のぞみ園」の社員の皆さんによる手作りお菓子や野菜の出張販売会を実施しました。企業へのお出張販売は、収益が福祉作業所の運営に活かされる他、社員の方の社会交流や生活自立支援の機会にもなります。



出張販売会で商品を購入する当社社員

「あしながPウォーク10」への社員参加

昨年に引き続き、社長以下有志の社員とその家族が、あしなが育英会の遺児学生が主催するボランティアウォーク「あしながPウォーク10」に参加しました。約10キロの道のりを歩きながら、日本と世界の遺児が抱える問題について考えました。



「あしながPウォーク10」に参加した当社社員と家族

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」での活動

2011年12月にNKSJグループ9社とともに、金融機関が本業を通じて持続可能な社会をつくる取り組みを推進するための行動指針である「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名しました。

本行動原則署名企業が参加する「定時総会」や「保険ワーキンググループ」での活動を通じて、環境対策や社会貢献の推進に取り組むとともに、2012年度取組事例集に、以下の環境対策等を発表しました。

【節電対策の実施】

全社で減灯、週1回の早帰り、ブラインドの有効活用、PCの節電、空調温度の調整、クールビズ等に取り組んでいます。また、ECO推進ニュースを発信し、社員の意識を高めています。

【エコキャップ運動】

NPO法人エコキャップ推進協会を通じ、売却金を「世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付しています。CO₂削減にもつながります。

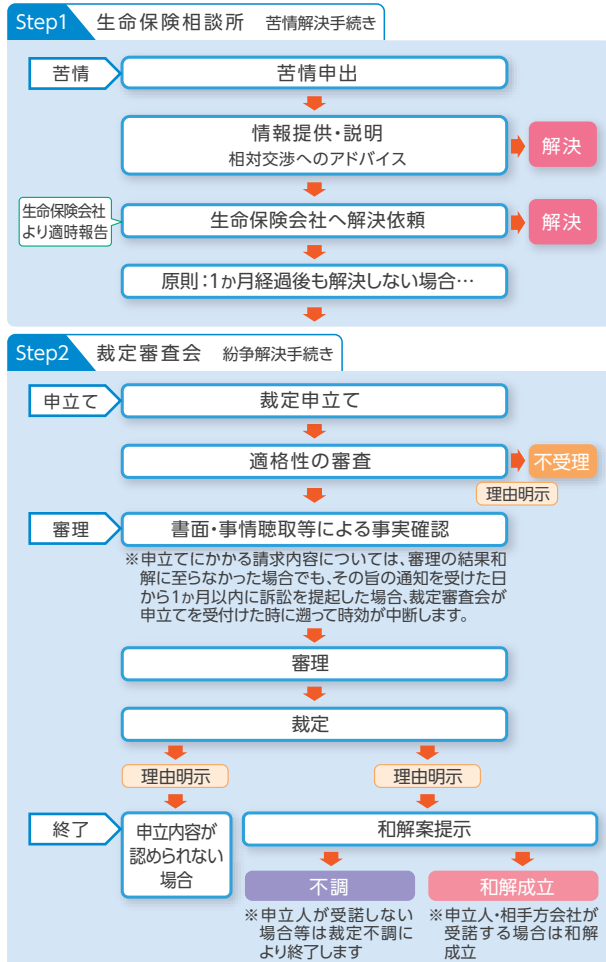
● 金融ADR制度(裁判外紛争解決手続き)について

- ADR(裁判外紛争解決手続き)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決をはかる手続きです。
- 社団法人生命保険協会は、保険業法に基づき設置された指定ADR機関(指定紛争解決機関)です。当社は、社団法人生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する契約を締結しており、外部機関の仲介による苦情等の解決方法として、お客さまのご要望に応じ、社団法人生命保険協会の相談窓口である「生命保険相談所」をご紹介します。
- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話、文書(電子メール・FAXは不可)、来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に連絡所を設置し、電話でもお受けしています。

ご利用にあたっての詳細は、社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

指定紛争解決機関(生命保険協会)ご連絡先
 社団法人生命保険協会
 生命保険相談所⇒<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>
 ※連絡所一覧⇒<http://www.seiho.or.jp/contact/about/list>

ご利用手続きの流れ



● 「DIY生命 健康ほっとダイヤル」の設置

2012年5月1日に「1年組み立て保険」のご契約者さま・被保険者さまとご家族の方を対象として、健康・医療・生活・メンタルヘルスに関する電話相談を無料でご利用いただける新たなサポートサービス「DIY生命 健康ほっとダイヤル」を開設しました。



【ご利用対象者】

「1年組み立て保険」のご契約者さま、被保険者さまおよびご家族の方。

【サービス内容】



【サービスの利用方法】

「DIY生命 健康ほっとダイヤル」のお客さま専用フリーダイヤル*でご利用いただけます。

※専用フリーダイヤルの番号は、ご契約後やご契約の更新の際等に、ご契約者さまへご案内します。

【提携先】

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社

NKSJ グループの概要

● NKSJグループの事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、国内損害保険事業を中心に、国内生命保険事業、海外保険事業などさまざまな事業を展開しています。



国内損害保険事業

グループの中核事業であり、高品質な商品・サービスを提供することにより、お客さまに安心・安全をお届けしています。代理店販売の損保ジャパン・日本興亜損保、媒介代理店を通じた通信販売のそんぼ24、ダイレクト販売のセゾン自動車火災があります。

損保ジャパンと日本興亜損保は、2014年9月1日に合併し、新会社「損保ジャパン日本興亜」となります。今後は、新会社が一層強固な事業基盤のもと収益力の最大化を図り、両社で培ってきた強みを1つの会社として発揮できるよう、取組みを加速させていきます。

海外保険事業

グループの成長戦略の一翼を担う事業と位置づけ、戦略的に選定した国・地域に経営資源を投入し、グループ収益の拡大に取り組んでいます。従前より主軸であった日系企業に対するグローバルベースでの高品質な保険サービスの提供のみならず、海外ローカルマーケットにおける事業拡大も図っています。

また、損保ジャパン・日本興亜損保両社が拠点を有する海外地域においては、2014年9月の両社の合併を待たずに拠点統合を進めています。

国内生命保険事業

グループ事業のなかで高い成長性を有している分野であり、国内損害保険事業に続く第二の収益源としてさらなる「成長の加速」を目指しています。

NKSJひまわり生命は損害保険代理店による販売を主体とし、損害保険のお客さまに対する生命保険商品のクロスセルを推進しています。また、損保ジャパンDIY生命はダイレクト販売を中心に展開しており、これら2社によりお客さまの多様なニーズにお応えする魅力ある商品・サービスを提供しています。

その他事業

お客さまの資産形成に関するサービスを提供するアセットマネジメント事業や確定拠出年金事業、ロードアシスタンスサービスなどを提供するアシスタンス事業、お客さまのリスクマネジメント活動を支援するリスクコンサルティング事業、健康維持・増進やメンタルヘルス対策に関するサービスを提供するヘルスケア事業など、保険事業の枠を超えたビジネスフィールドの拡大を図っています。

NKSJグループの経営戦略

NKSJグループは、国内損害保険事業の収益力向上を基点として、成長分野への経営資源シフトを積極的に進め、グループの持続的成長と企業価値の向上を目指します。

● NKSJグループの経営基本方針

1. サービス品質の追求

すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価されるグループになることを目指します。

2. 持続的な成長による企業価値の拡大

目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3. 事業効率の追求

あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4. 透明性の高いガバナンス態勢

保険・金融事業等の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5. 社会的責任の遂行

環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

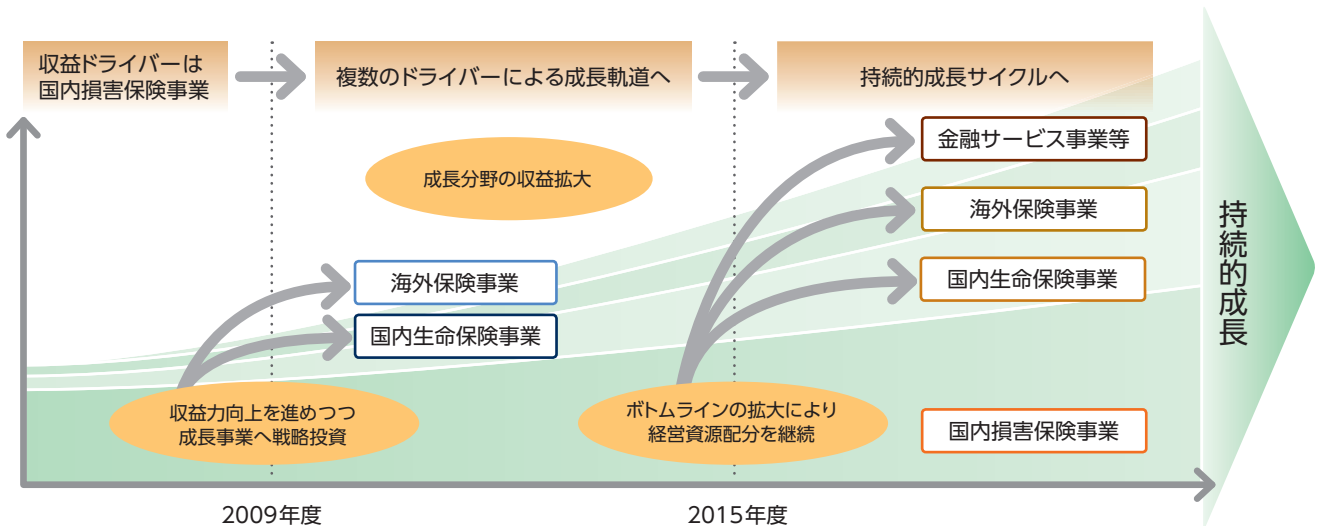
6. 活力ある風土の実現

グループ内の組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

● NKSJグループの基本戦略

NKSJグループは、収益ドライバーである国内損害保険事業の収益力をより一層向上させ、経営資源を国内生命保険事業や海外保険事業などの成長分野へシフトさせることにより、バランスの良い事

業ポートフォリオを構築します。さらに、複数の成長ドライバーにより拡大した収益を活用することにより、さらなる成長事業への投資を行い、NKSJグループを持続的成長サイクルに乗せていきます。



● 2014年9月「損保ジャパン日本興亜」誕生

損保ジャパンと日本興亜損保は、2014年9月1日に合併し、損保ジャパン日本興亜となります。

また、この合併に先立ち、2013年4月1日から両社では役職員の相互兼務等による一体化運営（「実質合併」体制）をスタートさせました。これにより、意思決定のスピードを高めるとともに、早期に合併同等のシナジーを発揮し、スムーズに合併新会社に移行すべく取り組んでいきます。

※合併は関係当局の認可等を前提としています。

財務の状況について

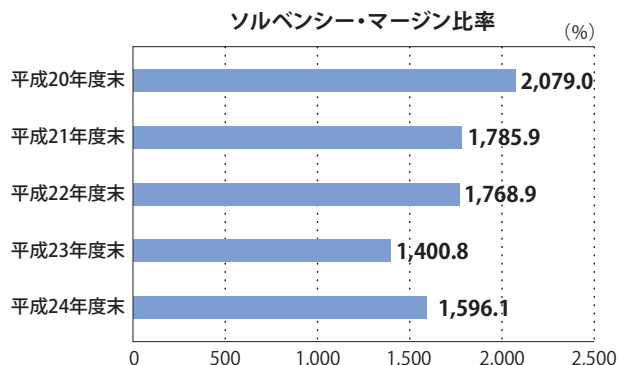
● ソルベンシー・マージン比率

1,596.1%

2012年度(平成24年度)末

ソルベンシー・マージン比率とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。当社の平成24年度末ソルベンシー・マージン比率は1,596.1%と高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率の推移〉



(単位：百万円)

項目	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	6,045	5,199	5,020 (5,020)	3,987	4,224
リスクの合計額 (B)	581	582	567 (593)	569	529
ソルベンシー・マージン比率 (A) / (1/2) × (B) × 100	2,079.0%	1,785.9%	1,768.9% (1,690.3%)	1,400.8%	1,596.1%

(注)1.ソルベンシー・マージン比率については、小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

2.平成23年度末よりソルベンシー・マージンの算出基準について、一部変更がなされております。

平成22年度末の括弧内の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定した数値です。

(A) ソルベンシー・マージン総額 (=以下の合計額)

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%^(※)、土地の含み損益×85%^(※)、負債性資本調達手段等、控除項目、その他 (※) マイナスの場合100%

(B) リスクの合計額 (= $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$)

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額 (R₁) : 大災害の発生などにより、保険金等の支払いが急増するリスク相当額

第三分野保険の保険リスク相当額 (R₈) : 第三分野保険について、保険金等の支払いが急増するリスク相当額

予定利率リスク相当額 (R₂) : 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額

資産運用リスク相当額 (R₃) : 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額

最低保証リスク相当額 (R₇) : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額

経営管理リスク相当額 (R₄) : 業務の運営上、通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

● 逆ざやの状況

「逆ざや」は発生しておりません。

2012年度(平成24年度)

当社は、予定利息分を実際の運用収益でまかなえており、順ざやとなっております。

生命保険会社は、お客さまにお払い込みいただく保険料の計算において、資産運用による収益を一定程度見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいますが、生命保険会社は、予定利率により保険料を割り引いていますので、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます)を、運用収益などでまかなっていくことが必要です。この予定利息分を運用収益でまかなえない状態を「逆ざや」といいます。

〈逆ざやの算出方法〉

$$\begin{array}{l}
 \text{逆ざや額 (結果がマイナスの場合)} \\
 \text{順ざや額 (結果がプラスの場合)}
 \end{array}
 \quad = \quad
 \left(\begin{array}{l}
 \text{① 基礎利益上の} \\
 \text{運用収支等の利回り} \\
 \text{[5.47\%]}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{② 平均予定利率} \\
 \text{[1.78\%]}
 \end{array}
 \right)
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{③ 一般勘定} \\
 \text{責任準備金} \\
 \text{[332百万円]}
 \end{array}$$

① 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

② 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

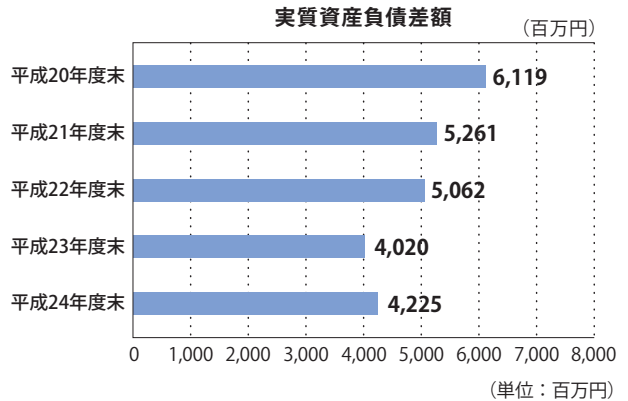
③ 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、右の方法で算出しています。(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

● 実質資産負債差額

4,225百万円
2012年度(平成24年度)末

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標のひとつとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。当社の平成24年度末実質資産負債差額は4,225百万円となりました。

〈実質資産負債差額の推移〉



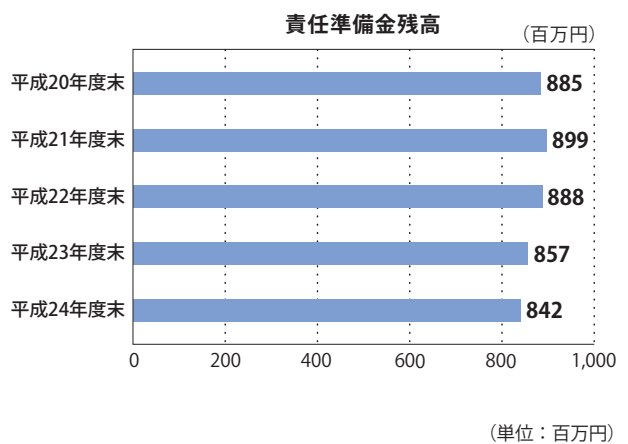
項目	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	6,866	6,149	6,014	4,863	5,113
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	746	887	951	843	888
実質資産負債差額 (1)－(2)	6,119	5,261	5,062	4,020	4,225

● 責任準備金の積立状況

842百万円
2012年度(平成24年度)末

責任準備金とは、将来の保険金などの支払いのために備える準備金のことです。保険業法により積み立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立を実施しています。平成24年度は15百万円の戻入となり、結果、平成24年度末責任準備金残高は、842百万円(対前年98.2%)となりました。

〈責任準備金残高の推移〉



項目	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
責任準備金残高	885	899	888	857	842

主要業績の推移

業績の状況

新契約件数は、2,941件(対前年123.1%)、新契約高は、406億円(対前年113.9%)となり、保有契約件数は、44,631件(対前年98.9%)、保有契約高は、7,252億円(対前年96.5%)となりました。

また、減少契約のうち、解約・失効契約件数は、2,467件(対前年

100.9%)、解約・失効契約高は、382億円(対前年98.6%)、解約・失効率6.8%(対前年104.6%)となりました。

なお、個人保険における非更新契約件数は、1,044件(対前年89.5%)、非更新契約高は、142億円(対前年87.7%)、非更新率2.0%(対前年95.2%)となりました。

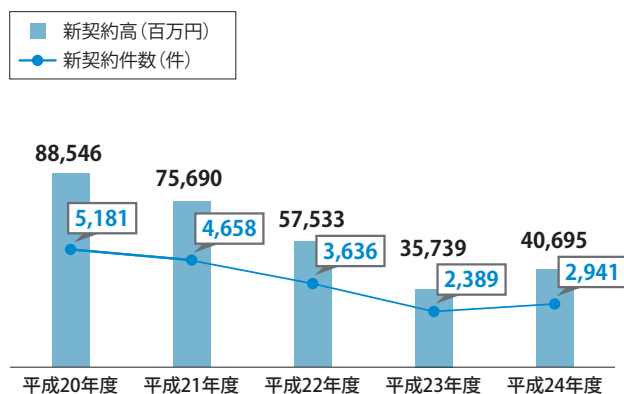
(単位：件、百万円、%)

項目	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)	平成23年度(末)	平成24年度(末)
新契約件数	5,181	4,658	3,636	2,389	2,941
新契約高	88,546	75,690	57,533	35,739	40,695
保有契約件数	46,307	46,824	46,349	45,144	44,631
保有契約高	806,339	803,951	784,191	751,147	725,215
解約・失効契約高	41,239	44,788	45,619	38,778	38,249
解約・失効率	6.0	6.8	7.0	6.5	6.8
非更新契約高	23,470	22,187	19,752	16,285	14,283
非更新率	3.1	2.9	2.6	2.1	2.0

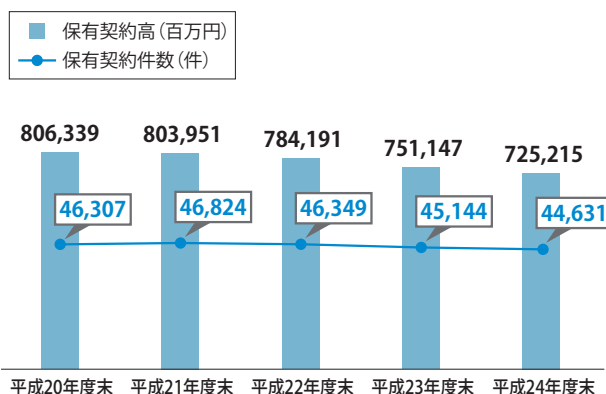
(注)1. 解約・失効率は、(解約+失効-復活+減額+増額)÷年始保有で計算しています。

2. 非更新率は、非更新÷満期で計算しています。なお、非更新は満期-更新です。

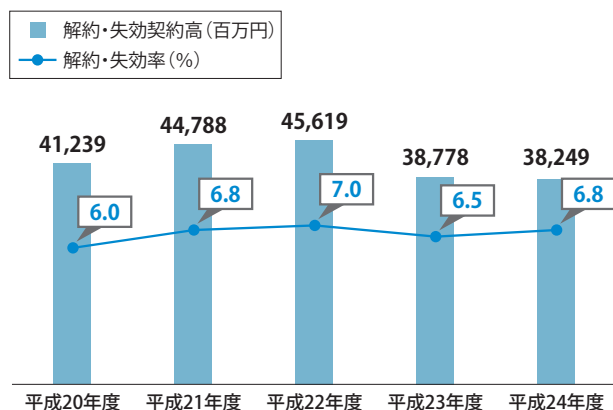
〈新契約高、新契約件数の推移〉



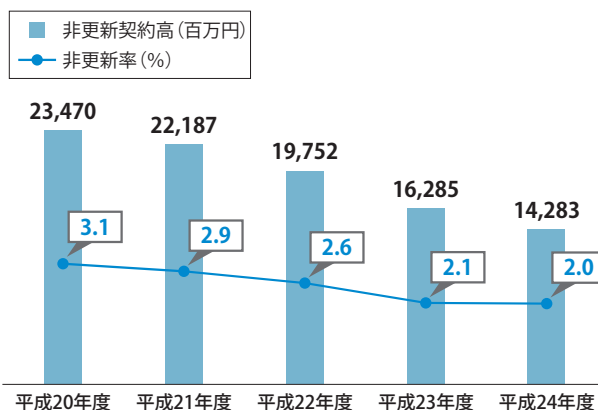
〈保有契約高、保有契約件数の推移〉



〈解約・失効契約高、解約・失効率の推移〉



〈非更新契約高、非更新率の推移〉



● 収支および資産運用等の状況

収益面では、保険料等収入3,798百万円、資産運用収益207百万円等となり、経常収益は4,073百万円となりました。

一方、費用面では、保険金等支払金1,204百万円、資産運用費用48百万円、事業費2,202百万円、その他経常費用45百万円となり、経常費用は3,500百万円となりました。

以上の結果、経常利益は572百万円となり、これから特別損失0百万円、法人税及び住民税32百万円を差し引きした結果、当期純利益は、539百万円となりました。

また、平成24年度末における総資産は、5,113百万円となり、前期に比べ249百万円の増加となりました。

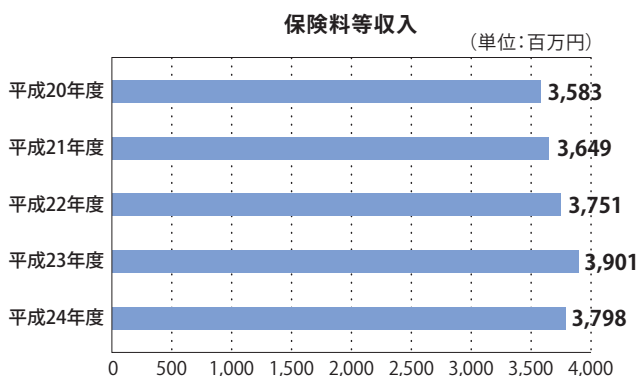
主な内訳は、預貯金2,348百万円、公社債1,473百万円、株式5百万円、その他の証券915百万円です。証券化商品は保有していません。

資産運用は、安全性・換金性(流動性)に留意し、安定的な資金を確保するよう努めました。

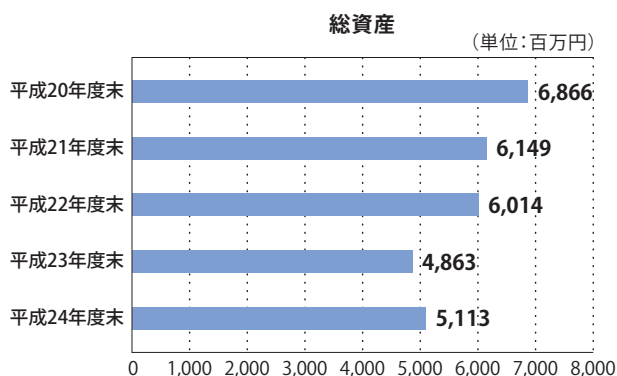
(単位：百万円)

項目	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)	平成23年度(末)	平成24年度(末)
保険料等収入	3,583	3,649	3,751	3,901	3,798
総資産	6,866	6,149	6,014	4,863	5,113

〈保険料等収入の推移〉



〈総資産の推移〉



主要業績の推移

● 主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)	平成23年度(末)	平成24年度(末)
経常収益	3,801	3,722	3,794	4,008	4,073
経常利益(△は経常損失)	△1,008	△733	10	280	572
基礎利益	△1,135	△730	△0	261	418
当期純利益(△は当期純損失)	△1,057	△744	5	△920	539
資本金の額及び発行済株式の総数	10,100 400千株	10,100 400千株	10,100 400千株	10,100 400千株	10,100 400千株
総資産	6,866	6,149	6,014	4,863	5,113
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	885	899	888	857	842
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	6,137	5,407	4,354	4,148	2,394
ソルベンシー・マージン比率	2,079.0%	1,785.9%	1,768.9% (1,690.3%)	1,400.8%	1,596.1%
従業員数	53名	55名	54名	53名	53名
保有契約高	806,339	803,951	784,191	751,147	725,215
個人保険	806,339	803,951	784,191	751,147	725,215
個人年金保険	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注)1.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

2.平成23年度末よりソルベンシー・マージンの算出基準について、一部変更がなされています。平成22年度末の括弧内の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定した数値です。

● 経常収益

経常収益とは、主なものとして保険料等収入と利息・配当金や有価証券の売却益、といった資産運用によって得られる収益です。平成24年度の経常収益は4,073百万円(対前年101.6%)となっています。

● 基礎利益 ● 経常利益(損失)

基礎利益(平成24年度418百万円)とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益(損失)(平成24年度572百万円の経常利益)となります。ここでいう保険本業とは、お客さまより収納した保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

● 貸付金残高

当社は営業開始時より貸付は行ってないため貸付金残高はありません。したがって貸付による不良債権はありません。

● 貸借対照表および損益計算書

〈貸借対照表〉

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度末 平成24年 3月31日現在	平成24年度末 平成25年 3月31日現在
		金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		401	2,348
預貯金		401	2,348
有価証券		4,148	2,394
国債		1,272	1,473
株式		652	5
その他の証券		2,223	915
有形固定資産		39	27
建物		14	12
リース資産		2	1
その他の有形固定資産		22	13
無形固定資産		—	90
ソフトウェア		—	90
代理店貸		0	0
再保険貸		26	12
その他の資産		247	242
未収金		176	177
前払費用		2	5
未収収益		0	0
預託金		62	57
仮払金		5	1
その他の資産		0	0
貸倒引当金		—	△3
資産の部合計		4,863	5,113
(負債の部)			
保険契約準備金		1,128	1,060
支払準備金		270	217
責任準備金		857	842
代理店借		4	4
再保険借		30	30
その他の負債		173	270
未払法人税等		3	31
未払金		0	0
未払費用		164	233
預り金		1	2
リース債務		2	1
仮受金		0	0
退職給付引当金		29	30
特別法上の準備金		18	18
価格変動準備金		18	18
繰延税金負債		99	1
負債の部合計		1,482	1,415
(純資産の部)			
資本金		10,100	10,100
資本剰余金		2,100	2,100
資本準備金		2,100	2,100
利益剰余金		△9,043	△8,504
その他利益剰余金		△9,043	△8,504
繰越利益剰余金		△9,043	△8,504
株主資本合計		3,156	3,695
その他有価証券評価差額金		224	2
評価・換算差額等合計		224	2
純資産の部合計		3,380	3,698
負債及び純資産の部合計		4,863	5,113

〈損益計算書〉

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年度 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
		金額	金額
経常収益		4,008	4,073
保険料等収入		3,901	3,798
保険料		3,696	3,728
再保険収入		205	70
資産運用収益		26	207
利息及び配当金等収入		26	18
預貯金利息		0	—
有価証券利息・配当金		26	18
有価証券売却益		—	188
その他経常収益		80	67
支払備金戻入額		45	52
責任準備金戻入額		31	15
その他の経常収益		3	0
経常費用		3,728	3,500
保険金等支払金		1,508	1,204
保険金		1,148	857
給付金		220	208
その他返戻金		5	4
再保険料		133	133
資産運用費用		0	48
支払利息		0	0
有価証券売却損		—	45
貸倒引当金繰入額		—	3
事業費用		2,170	2,202
その他経常費用		48	45
税金		16	16
減価償却費		27	27
退職給付引当金繰入額		4	1
経常利益		280	572
特別損失		1,197	0
固定資産等処分損		1,195	0
特別法上の準備金繰入額		1	0
価格変動準備金繰入額		1	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△916	572
法人税及び住民税		3	32
法人税等合計額		3	32
当期純利益又は当期純損失(△)		△920	539

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

● 内部統制システム構築の基本方針

当社は、NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの定めるグループの各種基本方針をふまえ、以下に定める体制を整備し、当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図ります。

なお、本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役の職務執行に係る情報について、規程を定め、適切に保存および管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスクおよび流動性リスクについて、「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に関する規程を整備するとともに、個々のリスク管理に係る体制およびこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。

また、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図り、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

3. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を、次のとおり整備する。

- (1) 取締役会を、毎月および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。
- (2) 当社の重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- (3) 会社業務の的確かつ迅速な執行に資するため、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定める。
- (4) 組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲、執行手続の細目などを適切に定める。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- (2) 「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の整備を図るとともに、役職員が「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図る。
- (3) 役職員の行動基準となるコンプライアンス・マニュアルの整備および周知徹底ならびにこれに基づく教育・研修の実施を行うとともに、コンプライアンスに関する統括部署において、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理する。
- (4) コンプライアンス推進態勢の整備に係る立案および進捗状況管理などを所管する組織としてリスク・コンプライアンス部を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスを徹底する。
- (5) 不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行う。
- (6) 「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行う。
- (7) 「利益相反管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行う。
- (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現する。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を規程に定め、この枠組みに則した適正な運営を行う。

6. 当社ならびにその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、株式会社損害保険ジャパンとの間で「業務運営と経営管理に関する覚書」を締結し、同覚書に基づく承認制度および報告制度を遵守する。
- (2) 当社の事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに則って適切に事業の運営を行う。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図る。
- (4) 「NKSJグループ グループ内取引に係る基本方針」を遵守し、グループ内における取引、業務提携、事業再編等を適切に把握および審査し、取引等の公正性および健全性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役補助者に関する規程に基づき、使用人の中から監査役補助者（監査役の職務を補助すべき使用人）を選任することとする。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役補助者の選任、解任、処遇の決定、人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保する。

また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役会の同意を得て、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図る。

取締役および使用人は、上記の定めに基づく報告を確実にを行う。

また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応する。

さらに、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が本社各部門に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合（NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの監査役が協力を求める場合を含む。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。また、監査役に経営会議その他重要な会議への出席を求め、取締役との十分な意見交換を求める。

11. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社の内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、内部監査規程等を整備し、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

以上

● リスク管理態勢

基本方針

保険会社を取り巻く市場環境の変化、運用手法の多様化、高度化等は、信用リスクはもちろんのこと、証券投資に係る価格変動リスクや外貨建投資における為替リスク等の市場関連リスクならびに保険引受リスク、事務リスク等の様々なリスクを生じせしめています。当社では、生命保険会社の経営上、保険事業を取り巻く急激な経営環

境から生じる様々なリスクを的確に把握し、かつ、管理することが経営上の最重要課題と認識し、「リスク管理態勢の確立」を目指した経営に積極的に取り組んでいます。また、自己責任原則に基づき、経営を取り巻く諸リスクに対して機動的な対応をとっていくことを「リスク管理の基本方針」としています。

運営方針

当社はリスク管理のための態勢として、「リスク管理委員会」を設置しています。当委員会は経営がリスクに対する認識を共有化した上で、過度なリスクを取ることがないよう取引実施部門と後方事務担当部門等に対して牽制機能が働くものとしています。また、当委員会の事務局をリスク・コンプライアンス部内に置き、諸リスクを一元管理するとともに、リスクの計量化や保険引受リスク・市場関連リスク

におけるストレステスト(将来の不利益を想定した場合の財務の健全性への影響に関する分析)等によるリスクの分析・評価を行い、リスクの発生防止あるいは一定の範囲内に抑制することに努めています。さらに、取締役会は、全体のリスク管理状況について、リスク管理委員会から随時報告を受けることとしています。

リスク管理の概要

1. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。当社では、商品改定・引受基準の改廃等の際にリスク検証による事前検証や定期的なモニタリングによる事後検証を実施するなど、適切な保険引受リスク管理に努めています。

<再保険について>

当社は、保障額の大きな契約に対する保険金支払や大地震等により保険金支払が集中する場合に備え、会社資本や準備金の状況等を考慮し、再保険を活用して危険分散を図っています。なお、再保険カバーの入手にあたっては、主要格付機関による格付や財務状況をもとに、信用度の高い引受先を選定しています。

2. 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動する、負債特性に応じた資産管理ができず結果として不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなる、あるいは予定利率を確保できなくなる、といった要因により損失を被るリスクをいいます。当社では、資産運用リスクの代表的な計測手法であるバリュウ・アット・リスク(VaR)手法を用いて市場リスク量の計測を行い、資産運用リスクの管理を行っています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされるリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。当社では、流動性リスクに対応するため、必要な流動性を有する資産の確保を定期的にモニタリングし、適切な管理に努めています。

4. オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクは、次の5つのリスクに分類されます。

①法務リスク

法務リスクとは、諸法令、社内ルールおよび契約書等の遵守を怠ることで損失を被るリスクならびに契約書上不利となる事項を締結することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、社内ルールや契約書等の適正な管理を通して、法務リスクの発生防止に努めています。

②事務リスク

事務リスクとは、役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、事務処理上のミスや不正を防止する観点から事務手順書等の整備をすすめ、事務処理の適正化によって事務リスクの極小化に努めています。また、事務処理上のミスや不正を原因として発生した事象の報告態勢を整備し、再発防止に努めています。

③システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン・誤作動等やシステムの不備、またはコンピュータの不正使用により損失を被るリスクをいいます。当社では、セキュリティポリシー等コンピュータシステムの安全対策のための規程等の整備をすすめるとともに、災害時等の万一の場合に備えたコンテンジェンシープランについても整備する等システムリスクへの対策に努めています。

④労務リスク

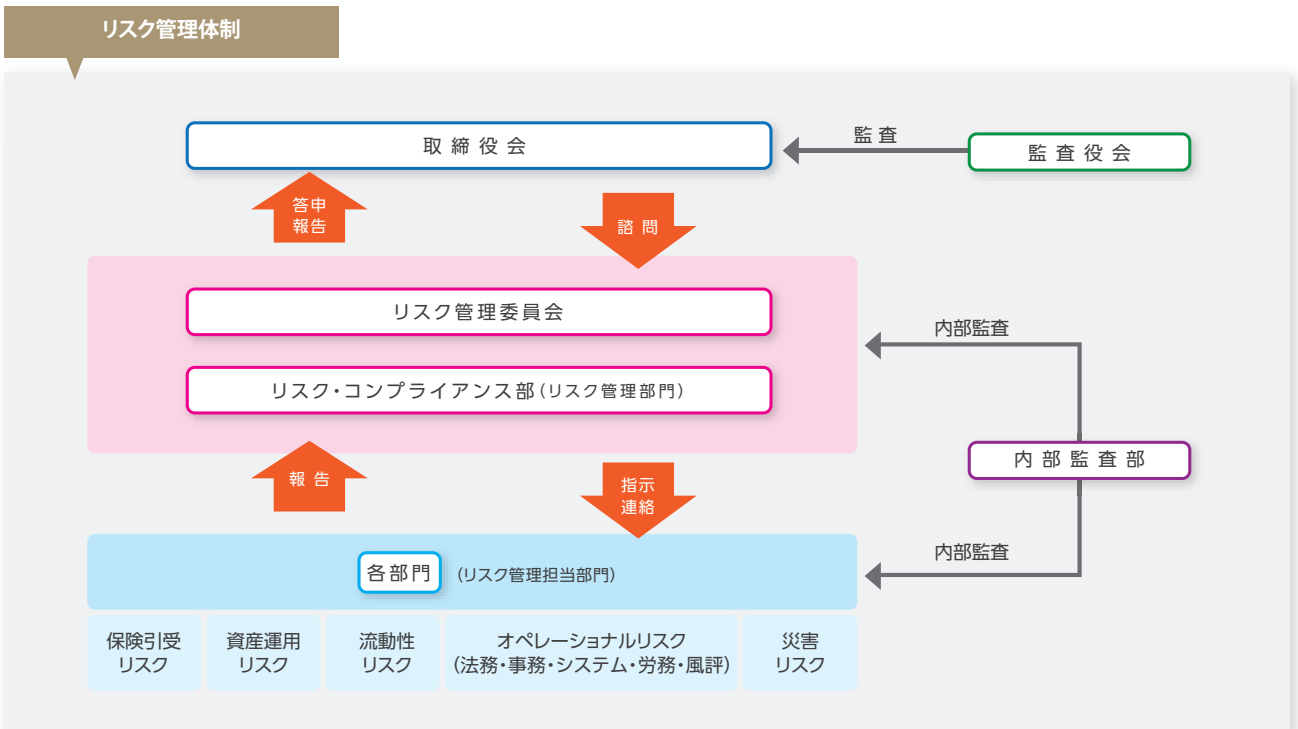
労務リスクとは、雇用・健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害または差別行為により損失を被るリスクをいいます。当社では、適正な労務管理を通じて、労務リスクの発生防止に努めています。

⑤風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風評の流布等により、信用が低下することから生じる損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図り、その発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

5. 災害リスク管理

災害リスクとは、大地震等の広域大規模災害や、当社が入居しているビルでの火災、あるいは犯罪行為などにより、役職員（その家族を含む）が被害を被るリスク、および社会インフラやシステムに障害が発生し、業務が正常に遂行できないことにより損害を被るリスクをいいます。当社では、大規模災害に対する業務継続計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証するなど災害リスクへの対策に努めています。



● 法令遵守の態勢

当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会およびお客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、法令等および社会倫理・ルールならびに社内規程等の遵守一すな

わちコンプライアンス一を実践し、公正かつ透明な企業活動を行っていきます。

コンプライアンス推進の取り組み

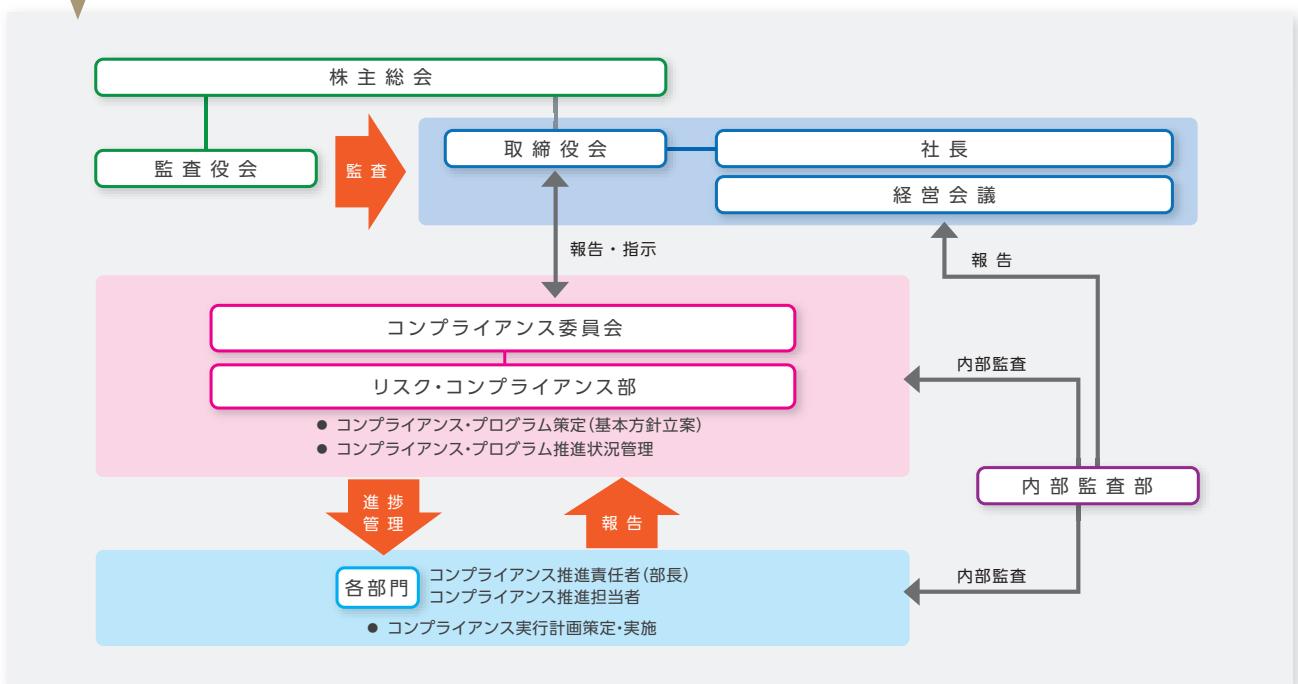
当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会およびお客さまから信頼される企業でありつづけるために、取締役会において「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス態勢を構築します。

全社的なコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各部門長(部長)を各部門のコンプライア

ンス推進責任者とし、コンプライアンス推進統括部門であるリスク・コンプライアンス部と連携して、コンプライアンスの定着と徹底を図っています。

さらに、社員のコンプライアンスに関する相談窓口「コンプライアンスホットライン」の設置など一層の態勢強化を実施しています。

コンプライアンス推進体制



※経営への報告

リスク・コンプライアンス部は、各部門のコンプライアンス実行計画の進捗状況を定期的にモニタリングし、コンプライアンス委員会と協議の上、取締役会に報告しています。

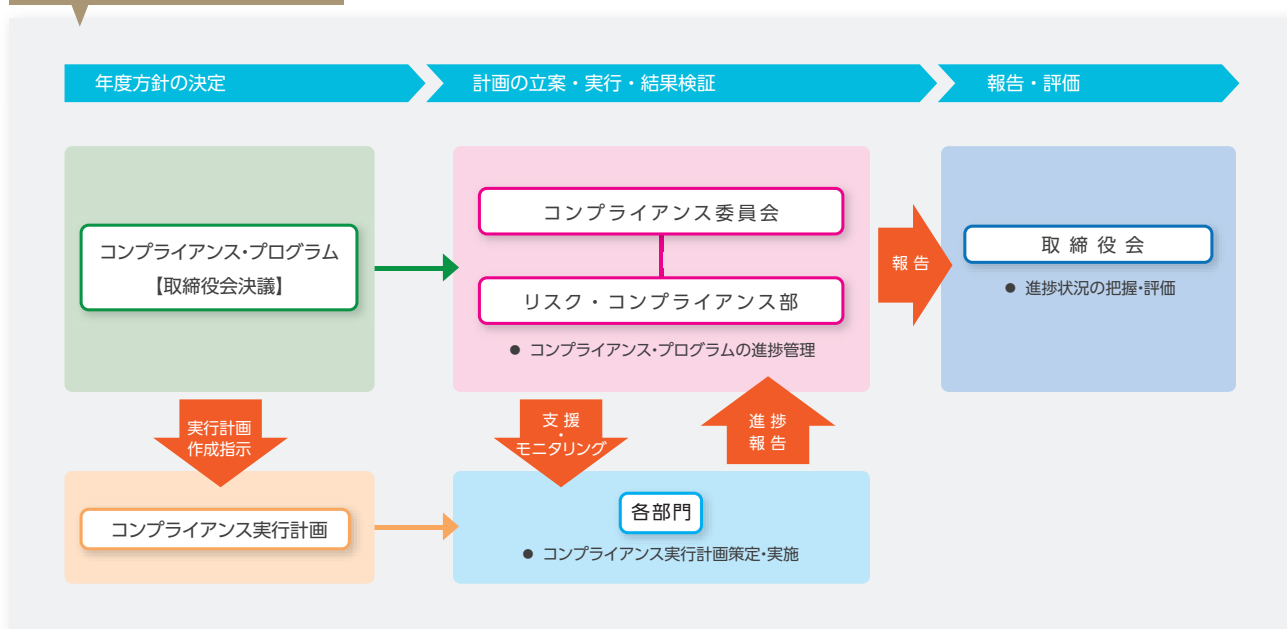
コンプライアンス推進の取り組み

各部門では、取締役会が毎年度初めに決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取り組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的にと取締役会に報告され、経営がその進捗状況を把握・評価できる態勢となっています。

さらに、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライ

アンスマニュアル」を作成し、全社員に配布することによって周知徹底を図るとともに、全役職員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用する等、知識の向上と意識の定着に努めています。また、保険募集に関与する代理店・募集人のために「代理店用コンプライアンスハンドブック」を作成し、研修・指導に活用しています。

コンプライアンス推進の流れ



※コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンスの推進を計画的かつ着実に実行するため、事業年度ごとに、コンプライアンス・プログラムを策定します。

リスク・コンプライアンス部は、コンプライアンス委員会と協議の上コンプライアンス・プログラムを立案し、取締役会の決議により決定します。

※コンプライアンス実行計画の策定

各部門では、コンプライアンス・プログラムの基本方針を踏まえ、コンプライアンス推進の具体的な取組み課題を計画的かつ着実に実行するため、事業年度ごとにコンプライアンス実行計画を策定します。

● 利益相反管理基本方針

当社は、当社が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

利益相反管理基本方針の概要

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。なお、「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、グループ金融機関とは、別表に掲げる保険会社、金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

(2) 対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型があります。

① 対象取引の類型

- ・ お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- ・ お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ・ 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- ・ 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

② 特定方法

対象取引に該当するか否かの特定について、次に掲げる事情などを総合的に考慮のうえ個別に判断します。

- ・ お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- ・ お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ・ お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- ③ 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理部署および責任者を設置し、対象取引の判断基準・措置基準の設定その他の利益相反管理規程などを整備のうえ、役職員に周知徹底します。

以上

[別表] NKSJグループ金融機関

1. 株式会社損害保険ジャパン
2. NKSJひまわり生命保険株式会社
3. セゾン自動車火災保険株式会社
4. 日立キャピタル損害保険株式会社
5. 損保ジャパンDC証券株式会社
6. 株式会社損保ジャパン・クレジット
7. 安田企業投資株式会社
8. 日本興亜損害保険株式会社
9. そんぼ24損害保険株式会社
10. 日本興亜クレジットサービス株式会社
11. 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
12. 海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

● 反社会的勢力への対応基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える「反社会的勢力」への対応について、「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、社内外に公表しています。

反社会的勢力への対応基本方針

当社は、「NKSJグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定める。

1. 業務執行方針

当社は、次に掲げる取組基本方針に基づき対応する。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せず、経営陣以下組織として対応するとともに、役員等々の安全を確保する。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力の不当要求に対しては毅然と対応し、これを拒絶する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行う。

(3) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

(4) 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携する。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

2. 業務内容と執行体制

当社は、反社会的勢力による不当要求等に適切に対応するため、各種取引を行う際の役員等の行動基準を定めた各種規程類や反社会的勢力に関する情報を管理するデータベースを整備するとともに、これらを継続的に見直すことにより反社会的勢力への対応態勢を構築する。

(1) 反社会的勢力への対応管理部署・責任者の設置

当社は、反社会的勢力への対応を一元的に管理する統括部署をリスク・コンプライアンス部とし、その管理責任者をリスク・コンプライアンス部担当取締役とする。

(2) 反社会的勢力への対応に関する各種規程類の整備

各種取引の担当部署は、取引基準等を整備する。

(3) 反社会的勢力への対応に関するデータベースの整備

契約サービス部は、反社会的勢力に係る基本情報および取引情報を収集・管理するためのデータベースを整備するとともに、様々なソースから得られる反社会的勢力に関する情報を蓄積することにより、反社会的勢力の迅速な特定および属性を踏まえた適切な対応を支援する。

(4) 有事対応態勢の構築

リスク・コンプライアンス部は不当要求等を受けた場合の対応方法や大規模・特殊事案等への組織的な対応態勢について整備する。

(5) 反社会的勢力への対応態勢の検証

リスク・コンプライアンス部は、反社会的勢力対応態勢の実効性・適切性に関する検証を行い、必要に応じて関連部門に対し対応の見直しを指示する。

(6) 取締役会等への付議

リスク・コンプライアンス部は、経営に重大な影響を及ぼす不当要求等が発生した場合は、その対応方針を立案し取締役会等に諮る。

(7) 改善

リスク・コンプライアンス部は、(5)の検証結果を分析して関連部門などと連携して必要な施策を実行することにより、反社会的勢力への対応態勢の改善を図る。

3. 取締役会等の権限

取締役会等は、反社会的勢力対応に係る次に掲げる事項を決定し、また報告を受けることにより内部統制の実効性を確保する。

(1) 取締役会

- ① 反社会的勢力への対応基本方針その他経営に重大な影響を及ぼす事項への対応方針などを決議する。
- ② 当社およびNKSJグループの経営に重大な影響を及ぼす不当要求等の発生などについて報告を受ける。

(2) 社長

反社会的勢力への対応規程の制定・改廃などを決裁する。

● お客さま情報の保護

当社は、個人情報の重要性に鑑み、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣言」を策定し、これに従って、お客さまに関する情報を適切に取り扱うための取り組みを行っています。「個人情報

保護宣言」は、当社ホームページ (<http://diy.co.jp>) で公表しています。

個人情報保護宣言

【基本的な考え方】

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループ プライバシー・ポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービス等の案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。
また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報の保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

【個人情報の取扱い】

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。

当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・コールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・生保協会等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下〈1〉から〈3〉および4. に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

〈1〉生命保険業

- (1) 生命保険契約の引受の審査、引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 保険金・給付金等の支払いの判断・手続

- (3) 当社が取り扱う商品および各種サービスの案内または提供、代理、媒介、取次、管理
- (4) 再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含む)
- (5) 当社のグループ会社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
- (6) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (8) ご本人かどうかの確認
- (9) お問い合わせ、ご意見等への対応
- (10) 当社が有する債権の回収
- (11) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- (12) 当社職員の採用、販売基盤(代理店等)の新設、維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

〈2〉電話対応一 통화録音

- (1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- (2) ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- (3) 電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

なお、以上の録音データは、原則、録音から6か月を超えて保有しません。

〈3〉その他

その他、上記〈1〉から〈2〉に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の共同利用

〈1〉生命保険協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・支払査定時照会制度

※詳細については、当社ホームページの「契約内容登録制度・契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」をご覧ください。

(当社ホームページアドレス <http://diy.co.jp>)

〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退社者情報照会制度
- ・廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度

※詳細については、生命保険協会ホームページをご覧ください。

(社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>)

〈2〉グループ会社との間の共同利用

- (1) NKSJホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます)

す。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とNKSJグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

〈A〉NKSJグループ各社の株主の皆さまの個人データ

氏名、住所、株式数等に関する情報

〈B〉NKSJグループ各社が保有する個人データ

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲はNKSJホールディングスのホームページをご覧ください。(NKSJホールディングスホームページアドレス http://www.nksj-hd.com/group/group_list)

C. 個人データ管理責任者

NKSJホールディングス株式会社

(2) NKSJグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはNKSJグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とNKSJグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

NKSJグループ各社が保有する個人データ

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲はNKSJホールディングスのホームページをご覧ください。(NKSJホールディングスホームページアドレス http://www.nksj-hd.com/group/group_list)

C. 個人データ管理責任者

NKSJホールディングス株式会社

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、お客さまの健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令にもとづく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. ご契約内容・保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会については、

下記「ご契約内容等に関するお問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

●ご契約内容等に関するお問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

フリーダイヤル 0120-833-337

受付時間：9:00～21:00、日・祝日を除く／土曜日は17:00まで
(12月31日～1月4日は休業)

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

7. 保有個人データの開示、訂正等

お客さまからの個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等に関するご請求については、下記「11. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、所定の手数料の入金を確認させていただいたうえで、原則として書面にて回答させていただきます。

8. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データを漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

9. 個人情報の取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・保険証券等の発送に関わる事務
- ・各種送付物の発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

10. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

社団法人 生命保険協会 生命保険相談室

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00

(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

11. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記「個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口」にお問い合わせください。また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等でのご案内を希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ただし、更新手続きのご案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

●個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル

フリーダイヤル 0120-334-303 (個人情報専用)

受付時間：9:00～21:00、日・祝日を除く／土曜日は17:00まで

(12月31日～1月4日は休業)

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

● 保険金等支払管理態勢

基本方針

当社は、迅速・適切かつ漏れなく保険金等をお支払いすること、および適切かつ確なお客さま対応を行うことが、生命保険事業の運営において極めて重要であることと認識し、保険金等支払管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客さまから信頼いただける保険会社であるために

当社では、保険金等のお支払いに関して経営陣自らがその態勢整備に深く関与するなど、お客さまから信頼いただける保険会社であるため、保険金等支払業務の迅速かつ適切な運営とともに、より公平・公正な保険金等のお支払いができる仕組みの構築に、次のとおり取り組んでいます。

- 保険金等のお支払いの適切性を高めるため、保険金等支払部門やその管理部門の整備を進めるほか、お支払いできない事案等の妥当性審議や支払規程・基準の改廃協議を行うための機関として保険金等審議委員会を設置し、迅速かつ適切なお支払いのための態勢構築に取り組んでいます。
- 保険金等支払業務に関する客観性・透明性と、より公平・公正な判断を確保するため、弁護士、消費者問題専門家、医師などの社外の専門家をメンバーに含めた保険金等検証委員会を設置しています。
- 全ての保険金等支払済み事案に対して、保険金サービス部・業務グループによる支払漏れやお客さまへの請求のご案内漏れがないかの検証、リスク・コンプライアンス部および商品・募集業務部による支払の適切性についてのモニタリングによる検証を行っ

ています。

- お客さまの声を直接おうかがいし、保険金等支払におけるサービス向上に反映させていただくために「保険金等のお支払い時」のアンケートを実施しています。

2012年度の取り組み

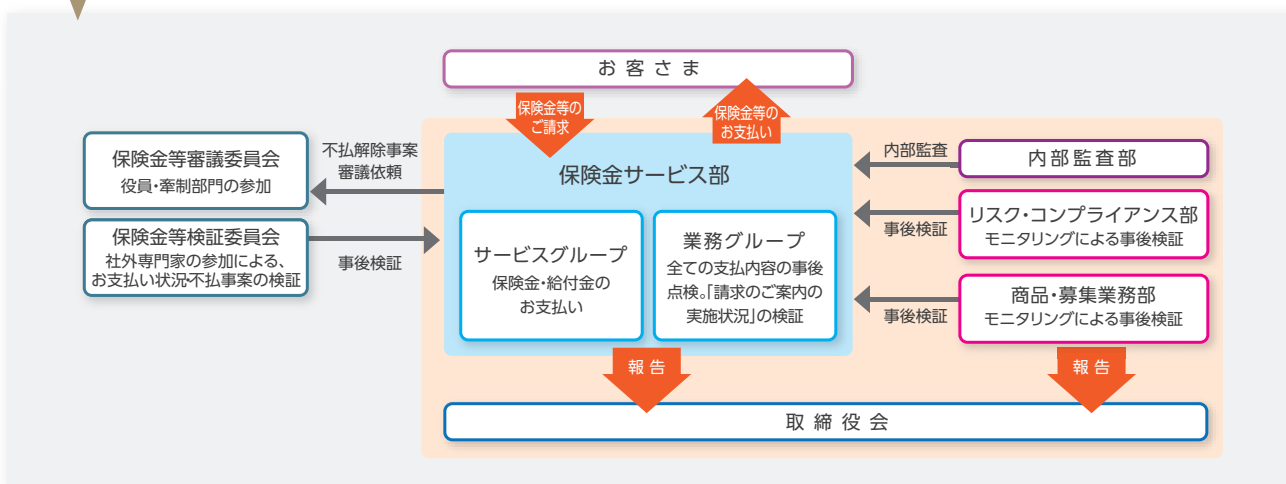
2012年8月にお客さまよりご提出いただく給付金の「診断書」を一部見直し、今まで特約ごとに3種類あった「診断書」を統一し、必要書類の整備を行いました。

2013年1月より保険金・給付金請求のお申出があったお客さまで、その後ご請求をいただいていない方に定期的にお電話でご請求の状況を確認することとしました。これにより、お客さまに必要書類や書類の記載方法についてアドバイスさせていただくことができ、書類の再送付のご希望があるお客さまにも速やかに対応できる態勢となりました。

2010年1月より実施している「お客さまアンケート」の結果について、2012年度分をWebサイトに掲載しました。「お客さまアンケート」でいただいたご意見については、引き続き保険金等支払業務において活かしていきます。

2013年5月には、2012年4月～2013年3月までにお支払した案件について、請求書類到着日からお客さまの口座に着金した平均所要日数(3.08日)をWebサイトに掲載しました。なお、対象案件の中に、請求書類に不備があった場合や事実の確認等が必要な案件は含まれていません。

保険金等支払管理体制図



〈支払件数と金額〉

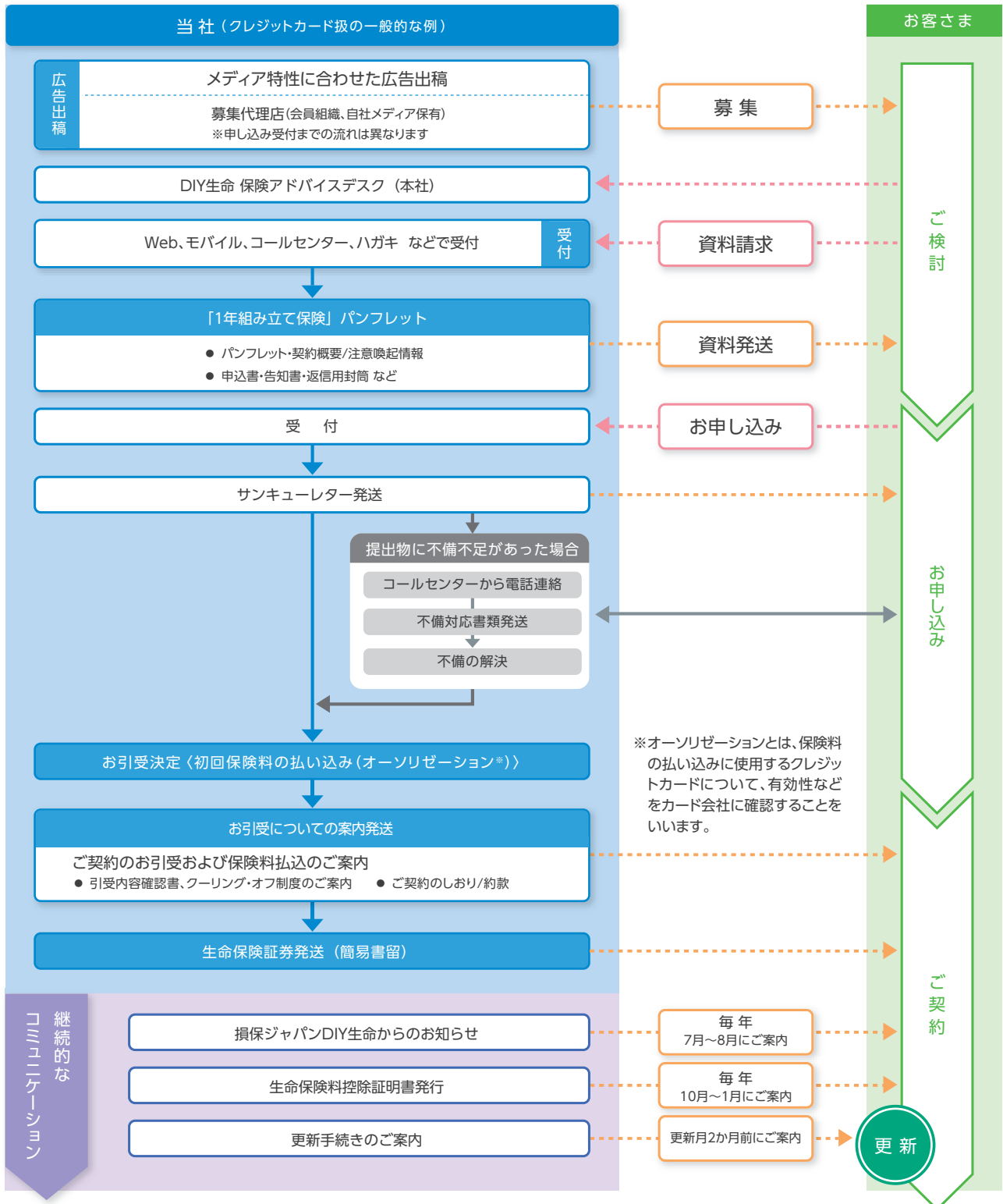
(単位: 件、百万円)

		個人保険			
		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金等	76	1,148	79	857
給付金	入院・手術給付金等	2,362	220	2,109	208
合計		2,438	1,369	2,188	1,066

●お客さまとのコミュニケーションのご紹介

当社は、営業職員による販売網を持たない通信販売方式で募集を行っています。
インターネット等を中心としたメディアへの広告出稿を通して募集を行い、資料請求からご契約の成立まで郵送やWeb・お電話を利用

して簡便にお手続きいただけます。
また、会員組織や自社メディアを保有する企業を募集代理店とした通信販売も行っています。



● 相談・苦情処理態勢・相談（照会、苦情）の件数、および苦情からの改善事例

当社は、「お客さまを起点とした価値の提供」を基本理念の一つとして掲げ、お客さまの声を収集し、分析した結果を経営改善に活かすことが重要と考え、各種の取り組みを行っています。2012年度の取り組み結果は以下のとおりです。

お客さまの声を商品・サービスに活かす仕組み

当社では、日常のお電話やアンケート等で承ったお客さまの声を「承り票」で漏れなく集約し、速やかな対応と改善策を検討する態勢を構築しています。さらに全社横断的なメンバーで構成する『CS委員会』において、保険契約時や保険金のお支払い時などの業務運営の適正化ならびに顧客保護のありかたや、承ったお客さ

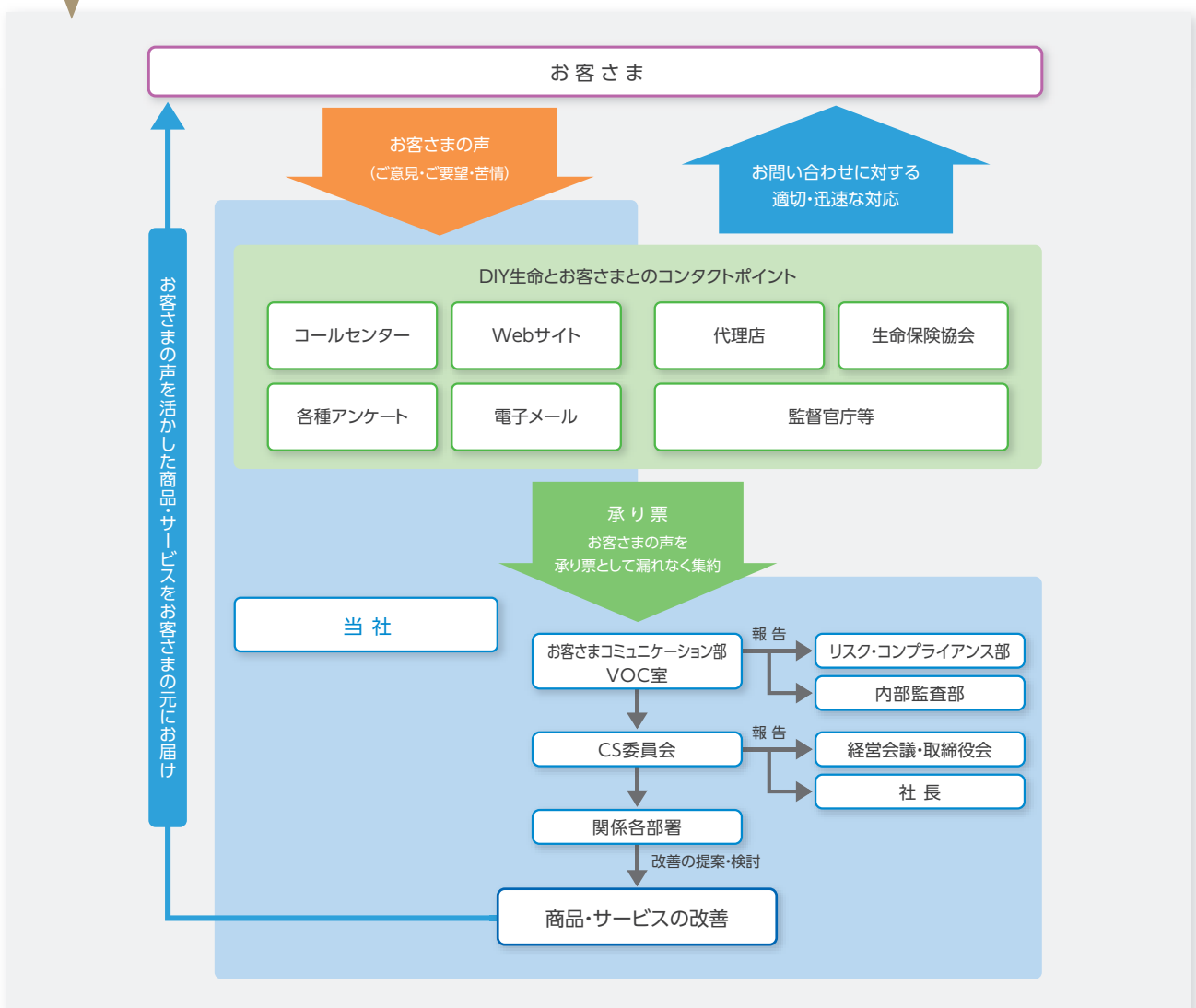
まからのご意見・ご要望を踏まえた業務改善などを組織的に検討しています。

また、当社は損保ジャングルグループの一員として、グループが掲げる『お客さま評価日本一/No.1への挑戦』という目標にのっとり、お客さまのことを理解し、すべての業務をお客さま起点で考えることにより、お客さまに対するサービス品質を向上させる取り組みを強化していきます。

なお、当社では「お客さまの声」を積極的に会社経営に活かすことを目的に、お客さまコミュニケーション部にVOC室を設置し、日々、業務の品質向上・改善活動に取り組んでいます。

※VOC…Voice of customers(お客さまの声)

「お客さまの声を商品・サービスに活かす仕組み」体制図



相談(照会、苦情)の件数

お客さまからの当社業務に対するご不満やご相談は、アンケートやコールセンターにおいて承っています。承った苦情・相談については、迅速かつ適切な対応を心がけ、『CS委員会』を中心として、業

務運営の適正化ならびに顧客保護のありかたや苦情の再発防止策を協議し、業務の改善につなげることによってお客さまへのサービスの充実に努めています。

2012年度に寄せられた苦情・相談件数は以下のとおりです。

苦情、相談分類	主な事例	件数	全体に占める割合 (%)
新契約関係 (新規のご加入に関するもの)	・申込書の記入方法について ・保険証券の送付時期について ・診査医が近所にいない等	692	34.6
収納関係 (保険料のお支払いに関するもの)	・保険料が指定口座から引き落とされていない等	168	8.4
保全関係 (ご契約内容の変更等のお手続きに関するもの)	・契約が自動的に更新されている ・書類の記入方法がわからない等	454	22.7
保険金・給付金関係 (保険金・給付金等のお支払いに関するもの)	・保険金等の支払い時期について ・保険金・給付金の支払いケースについて等	547	27.4
その他	・保険料控除証明書が届かない ・送られてきた書類に不足があった等	139	7.0
合計		2,000	100.0

※苦情の定義 お客さまからの当社に対するお申し出事項のうち、お客さまが当社の業務全般に起因して不満の意を表明されたもの、および業務上の法令違反行為をいいます。苦情には、当社に直接お申し出いただいたもの、および、代理店、国民生活センター、消費生活センター、生命保険協会、監督官庁等を経由して当社に連絡が入ったものを含みます。

お客さまの声を踏まえて経営改善を行った事項

〈2012年度(平成24年度)の主な業務改善事例〉

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
「ご契約に関する重要事項のご説明」が読みづらい。	ご高齢、白内障の方等にも読みやすいよう、使用する文字をUCDAフォントに変更するとともに、各項目のタイトル文字を大きくしました。 ※2012年(平成24年)4月実施
保険の加入に付加価値がほしい。	健康や子育てに関する相談やドクターによるアドバイス、税務、法律の相談までさまざまなサービスメニューを備えた無料電話サービス「DIY生命 健康ほっとダイヤル」を新設しました。 ※2012年(平成24年)5月実施
忙しいので保険の申し込みをインターネットで行いたい。	保険プランの組み立てからお申し込みまでを、インターネットでスムーズにお手続きしていただくために、「1年組み立て保険」のインターネット保険申込サービスを開始しました。 ※2012年(平成24年)9月実施
商品のパンフレットがわかりづらい。	外部機関(消費者団体)の意見を参考に、保険組み立ての事例を数多く掲載するなど、よりわかりやすい内容に改定しました。 ※2013年(平成25年)3月実施

国内通販系生命保険会社で初めてISO10002(苦情対応マネジメントシステム)認証を取得

当社は、苦情対応の国際規格である「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)に適合したお客さまの声対応の仕組みを構築

し、国内通販系生命保険会社として初めて同規格の認証を取得しました(認証機関:BSIジャパン、認証登録日:2013年1月17日)。

●「お客さまアンケート」の実施

当社は、お客さま満足のため定期的にご契約者さまの声を収集し、サービスレベルの向上に取り組んでいます。今後も、幅広く

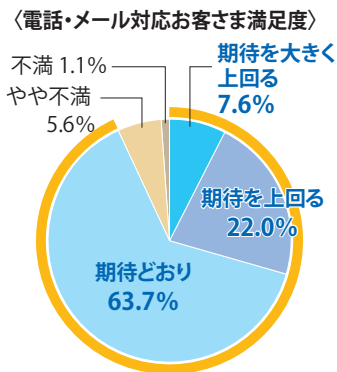
「お客さまの声」に向き合い、いただいた声を会社経営に活かす取り組みを行ってまいります。

ご契約者さまアンケート

ご契約者さまを対象に、当社のお客さま対応全般に関するアンケート調査を年1回定期的に実施しています。
(対象データ:すべてのご契約者さま(約4万件)を対象にして行ったアンケートの結果、ご回答のあった2,261件)

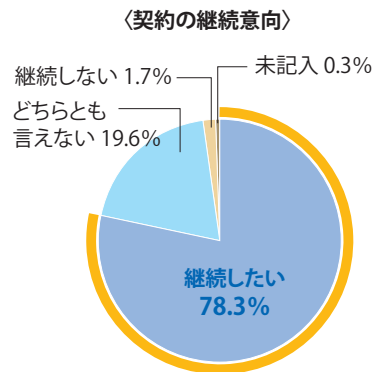
1. 電話・メール対応お客さま満足度

アンケートご記入日以前の1年間に、ご契約に関連して当社に電話・メールでご連絡をいただいたご契約者さまを対象にアンケートを実施しました。
9割を超えるご契約者さまから、「期待を大きく上回る」「期待を上回る」または「期待どおり」とのご回答をいただきました。

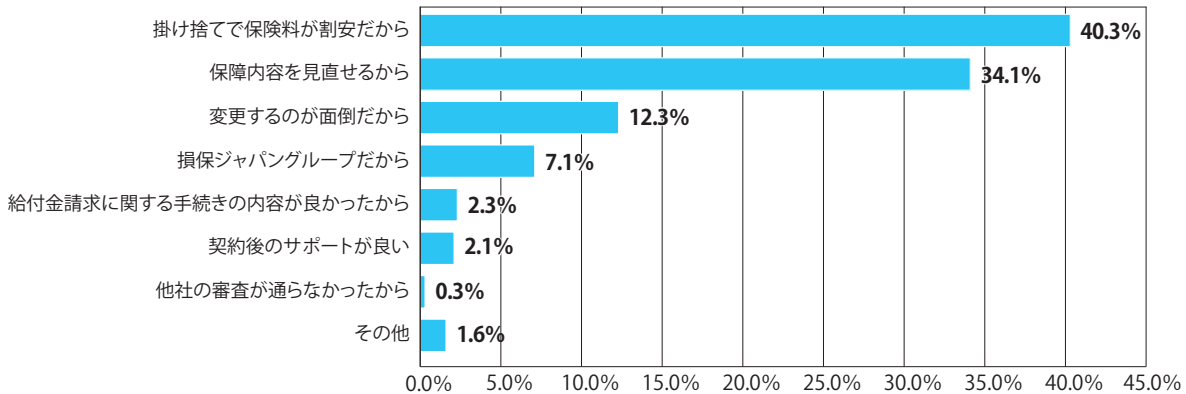


2. 現在ご加入いただいている契約の継続意向

ご契約者さまに、今後の継続意向を伺ったところ、8割近くのご契約者さまから、「継続したい」とのご回答をいただきました。



2-1. 継続したい方にその理由をご回答いただきました。

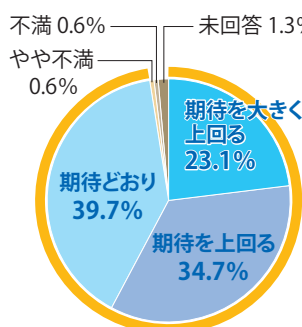


保険金・給付金のお支払いに関するアンケート

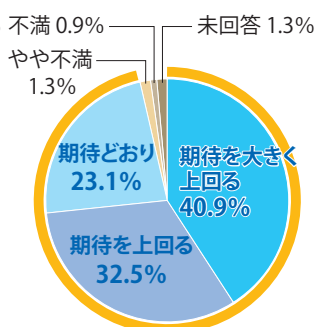
2012年度、保険金・給付金をお支払いさせていただいたお客さまを対象にアンケートを実施しました。当社のお支払い手続きについて、9割を超えるお客さまから「期待どおり」以上のご回答をいただきました。また、書類が届くまでの時間、お支払までの日数、お支払金のご案内については、半数以上のお客さまから「期待を上回る」以上のご回答をいただきました。

(対象データ:2012年度に保険金・給付金をお支払いさせていただいたお客さま(1,056件)を対象にして行ったアンケートの結果、ご回答のあった320件)

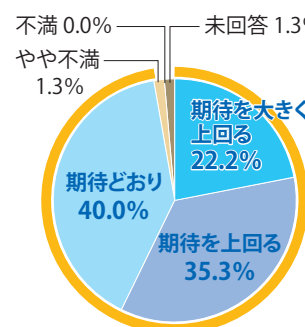
〈書類が届くまでの時間〉



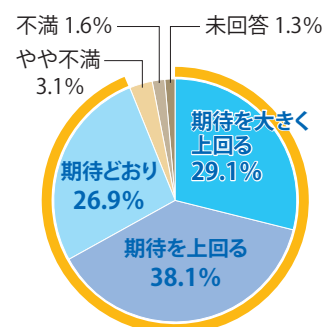
〈お支払いまでの日数〉



〈「お支払金のご案内」のわかりやすさ〉



〈総合評価〉



● コールセンターのご紹介

損保ジャパンDIY生命コールセンターでは、生命保険募集人資格を持ち社内研修を徹底した「DIY保険アドバイザー」を配置し、お客さまからの多様かつ高度なご相談にも一人で解決できるワンストップサービスを提供しています。「DIY保険アドバイザー」が、お客さまのご判断による自分にぴったりあった保険づくりのお手伝いや、迅速な保険金・給付金のお支払い、契約期間中のきめ細かいサービスを提供する態勢を整えています。

コールセンターの客観的な評価について

当社コールセンターはサポートサービス業界の国際機関Help Desk Institute(HDI:ヘルプデスク協会)の日本法人HDI-Japanの「お問合せ窓口格付け」※において、2007年度から2012年度まで6年連続で国内最高評価を示す『三つ星』を取得しました。お問合せ窓口格付けとは、HDIの国際標準に基づいて設定した評価基準に沿って、一般ユーザーが顧客の視点で評価し、三つ星～星なしの4段階で格付けするもので、三つ星を獲得できる企業は全体の10%に満たない難関です。そのため多くの企業が三つ星獲得を目指す世界標準の評価指標となっています。

また、2012年11月には「HDI五つ星認証プログラム」の基準をクリアし、日本初の『五つ星』認証企業となりました。五つ星とは、HDIサポートセンター国際スタンダードをベースとして、認定オーディタと呼ばれるHDIサポートセンター国際認定プログラムに基づいてセンターの現地監査、評価を行うことのできる監察官が、「リーダーシップ」「方針と戦略(ビジョンミッション)」「従業員管理(ピープル)」「プロセスと手順(プロセス)」「サポート資源(テクノロジー)」の5要素で構成される「HDI五つ星認証プログラム」に関するインタビューを行い、一定基準を超えている場合に認証を行うものです。

三つ星格付けを取得した企業が認証された場合に、『五つ星』認証となり、保険会社(生命保険事業)としては当社が唯一の認証企業となります(2013年6月1日現在)。安心して当社コールセンターをご利用ください。

※「お問合せ窓口格付け」

調査機関：HDI-Japan(サポートサービス業界の
国際機関Help Desk Instituteの日本法人)

調査年度：2012年度

対象：人材派遣業界、ISP業界、かつら・育毛・発毛業界、アパレル通販業界、旅行業界、航空業界、損害保険業界、生命保険業界、証券業界、金融業界、テレビ通販業界、化粧品通販業界

『五つ星』取得



Benchmark Award

問合せ窓口格付け三つ星
+
HDIサポートセンター認証

ご契約を検討されているお客さま向けの対応

専用のフリーダイヤルにて、以下の対応を行っています。

- 保険づくりのご相談
「DIY保険アドバイザー」による、保障額のシミュレーションを行っています。お客さまにピッタリ合った保険をご提案します。
- 当社に対するご意見やご質問
- 商品・サービス内容全般のご質問
- インターネット上の操作不明点のご案内
- 資料請求、お申し込み
- その他お問い合わせ

ご契約中のお客さま向けの対応

『ご契約者さま専用フリーダイヤル』にて、以下の対応を行っています。

- 給付金、保険金のご請求
- ご住所の変更
- 保険料振替口座、クレジットカードの変更
- 名義変更、受取人の変更、改姓
- 保険証券、生命保険料控除証明書の再発行
- 保障内容の見直し
- 保険料の払込回数の変更
- その他お手続き

〈お客さまコミュニケーション部 コールセンター〉



コールセンターフリーダイヤル

『ご契約を検討されているお客さま向けフリーダイヤル』

☎ 0120-3704-75

受付時間:9:00~21:00/日・祝日を除く(土曜日は17:00まで)

『ご契約者さま専用フリーダイヤル』

(ご契約中のお客さま向け)

☎ 0120-833-337

受付時間:9:00~21:00/日・祝日を除く(土曜日は17:00まで)

● Webサイトのご紹介

当社Webサイトでは、必要保障額のシミュレーションや資料のご請求、ご契約者さま向けの各種手続きから業績のご案内まで、サービスや最新情報を積極的に提供しています。

お客さまのニーズに合わせたサイト構造・コンテンツの採用と、サイト内検索機能の拡充により、お客さまに「わかりやすさ」と「使いやすさ」を提供します。

損保ジャパンDIY生命Webサイト(PC) <http://diy.co.jp>

「よくあるご質問」
ご不明点や疑問点をお客さまご自身がWebサイトで解決できるように、検索しやすいQ&Aコーナーを充実させています。

「会社情報」
会社概要をはじめ、当社の経営方針である「DIY宣言」やディスクロージャー資料などがご覧いただけます。

「インターネットで申し込む」
『24時間いつでも時間を気にせず保険の申込みをしたい』というお客さまのご要望にお応えし、2012年9月24日よりインターネット保険申込サービスを開始しました。

「ご契約者さま向けコンテンツ」
●ご契約者のみなさま
Web上で、ご契約内容の照会・ご契約内容見直しの際の保険料試算・各種お手続き類のお取り寄せ・「DIY生命契約者キット」のログインID・パスワードの変更ができます。

「ご契約の分布状況」
当社が保有するご契約情報のうち、遺族保障額、保険料、契約件数について、性別・年代別・地域別の統計情報をご覧になれます。今後も、積極的な情報開示に努めていきます。

「だから選んだ!DIY生命」
「1年組み立て保険」を実際にご契約いただいたお客さまに「なぜ「1年組み立て保険」を選ばれたのか、ご契約後の感想、保障見直しのご予定などをお伺いしました。

(2013年7月1日現在)

ユニークユーザー数(2012年度)
484,426UU
※ホームページに訪れた方の数です

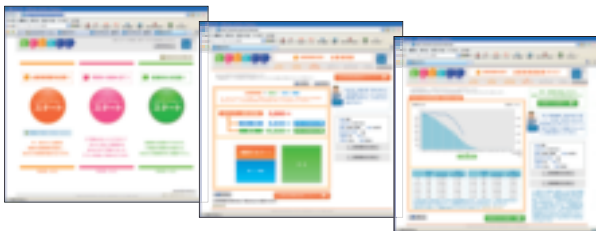
ページビュー(2012年度)
3,360,610PV
※ホームページが閲覧された回数の合計です

当社のWebサポートは国内で最高評価を示す「三つ星」を4年連続で取得しました(生命保険会社では当社のみ)。さらに、「HDI五つ星認証プログラム」の基準をクリアし、日本初の「五つ星」認証を受けています。

① 必要保障額シミュレーションツール「組み立てナビ」

ご自身に“ぴったり”の保障額がシミュレーションできます。必要保障額や年金額が10万円単位で計算され、またマウスを使用した直感的な操作ができる設計・デザインとするなど、精緻で操作性の高いシミュレーションツールです。

※必要保障額シミュレーションツール:難しいと思われがちな「必要保障額」(もしものことがあった場合に、ご家族に残す必要がある金額)を、ご自身で簡単・精緻に算出することができます。また、保障額に対する保険料なども計算可能で、その内容を保持したままスムーズに資料をご請求いただくことが可能です。



② お客さまの検討ステップに沿った展開

お客さまが生命保険を検討する際のステップにあわせて、当社のコンテンツをご紹介します。

③ 「1年組み立て保険」と上手に付き合う

“見直し”のメリットや簡単さなどをお伝えするために、実際に見直しをされたご契約者さまの声などを集めました。



損保ジャパンDIY生命Webサイト(携帯電話/スマートフォン)

年々増加している携帯電話など移動端末からのインターネット利用者に対応し、当社では2006年4月からモバイルサイトを開設し、2009年1月には国内保険業界に先駆けてiPhone 3G端末向けの専用サイトを開設するなど積極的な取り組みを進めています。

2010年4月には、モバイルサイトTOPページ画面の全面改定や、契約者さまの声やご意見を紹介するコーナーを追加するなど、お客さまの見やすさや、使い勝手のさらなる向上を目指してリニューアルしました。

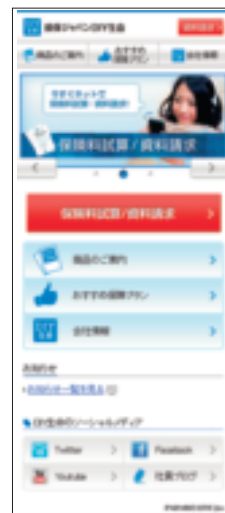
また、2012年9月には、スマートフォンサイトを全面改定し、『おすすめ保障プラン』など情報提供のためのコンテンツや、保険料試算機能の追加など、より使いやすいサイトへリニューアルしました。

今後も引き続き、携帯電話やスマートフォンをインターネット端末としてご利用されるお客さまの利便性がさらに高まるよう、サービスやコンテンツを拡充し、お客さまサービスの向上を目指していきます。

※iPhoneはApple Inc.の商標です。



モバイルサイト
<http://m.diy.co.jp>



スマートフォンサイト
<http://diy.co.jp/sp>

お客さまとのコミュニケーション用サイト

「DIY生命社員ブログ」

普段、直接お会いする機会が少ない当社社員に対する親近感を少しでも高めていただければと、社員の日常を社員自身の言葉で掲載しています。



<http://ameblo.jp/diyseimei/>

「Facebook」

当社の会社情報をお届けするfacebookページを運営しています。



<http://www.facebook.com/DIYSEIMEI>

● 商品（「1年組み立て保険」）のご案内

「1年組み立て保険」

1999年5月の発売以来、「ライフステージに応じて毎年でも保障内容を見直すことができる」「保障額も特約も自分で選ぶことができる」といった合理的かつユニークな商品として好評をいただいています。

保険本来の役割である「保障」を重視した「掛け捨て」型で、満期保険金などの貯蓄部分がありません。

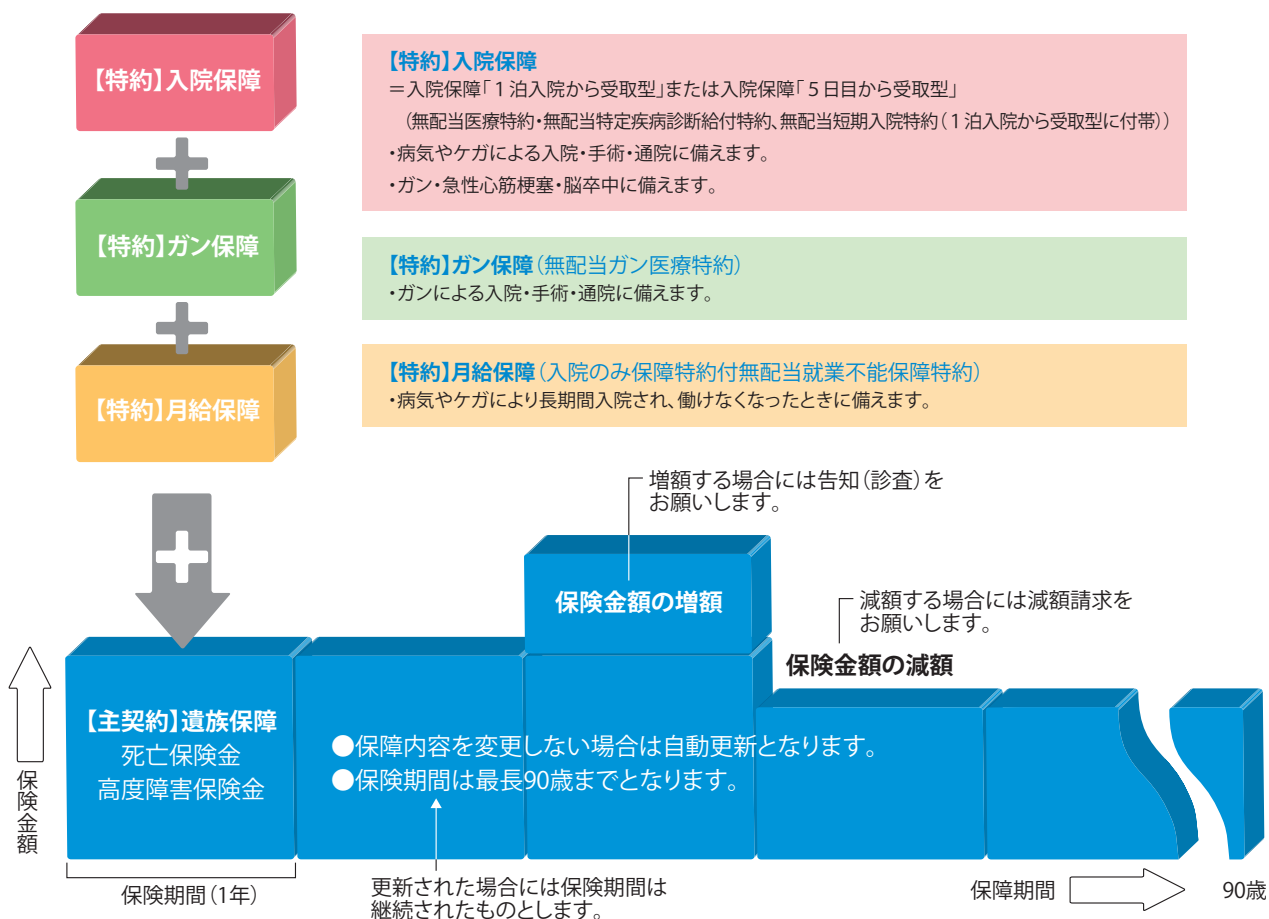
保険期間は自動更新の1年ですが、被保険者の健康状態にかかわらず、そのままの保障内容で90歳まで（月給保障および特別条件

特約を付帯したご契約は60歳まで毎年自動的に更新されます。なお、年齢に応じた保険料のみを支払う「自然保険料方式」を採用していますので、保険金額等の保障内容が同一であれば通常、保険料は年齢に応じてあがります。

主契約の遺族保障は500万円～1億5,000万円の範囲でお申し込みいただけます。

特約は、入院保障・ガン保障・月給保障があり、必要に応じて組み立てることができます。

〈仕組図〉



【主契約】遺族保障（無配当定期保険）

- ・被保険者が死亡したときまたは両眼失明などの重い障害の状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
- ・被保険者が交通事故などの不慮の事故により、1眼失明などの障害の状態になられたときは、以後の保険料の払込を免除します。
- ・被保険者の健康状態にかかわらず、そのままの保障内容で90歳まで1年ごとに自動的に更新されます。

リビング・ニーズ保障（リビング・ニーズ特約）

- ・回復の見込みのない病気などで余命6か月以内と判断されたときは、生存中に遺族保障の保険金額の全部または一部（ご請求時に2,000万円を限度としてご指定いただきます。）をリビング・ニーズ保険金として受け取って活用することができます。

損保ジャパンDIY生命の現状2013
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)
データファイル

データファイル目次

I. 会社の概況および組織	38	ついて金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	60
1. 沿革	38	13. 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	60
2. 経営の組織	39	14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響をおよぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容	60
3. 店舗	39	VI. 業務の状況を示す指標等	61
4. 資本金の推移	39	1. 主要な業務の状況を示す指標等	61
5. 株式の総数	39	(1) 決算業績の概況	61
6. 株式の状況	40	(2) 保有契約高および新契約高	61
(1) 発行済株式の種類等	40	(3) 年換算保険料	61
(2) 大株主	40	(4) 保障機能別保有契約高	62
7. 主要株主の状況	40	(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高	63
8. 取締役および監査役	40	(6) 異動状況の推移	64
9. 従業員の在籍・採用状況	42	(7) 契約者配当の状況	64
10. 平均給与（内勤職員）	42	2. 保険契約に関する指標等	64
11. 平均給与（営業職員）	42	(1) 保有契約増加率	64
II. 保険会社の主要な業務の内容	42	(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）	65
1. 主要な業務の内容	42	(3) 新契約率（対年度始）	65
2. 経営方針	42	(4) 解約失効率（対年度始）	65
III. 直近事業年度における事業の概況	43	(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	65
1. 直近事業年度における事業の概況	43	(6) 死亡率（個人保険主契約）	65
2. 契約者懇談会開催の概況	43	(7) 特約発生率（個人保険）	65
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および苦情からの改善事例	43	(8) 事業費率（対収入保険料）	66
4. 契約者に対する情報提供の実態	43	(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	66
5. アメリット情報提供の方法	43	(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	66
6. 代理店教育・研修の概略	46	(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	66
7. 新規開発商品の状況	46	(12) 未だ収受していない再保険金の額	66
8. 保険商品一覧	46	(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	66
9. 情報システムに関する状況	47	3. 経理に関する指標等	67
10. 社会貢献活動の概況	47	(1) 支払備金明細表	67
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	48	(2) 責任準備金明細表	67
V. 財産の状況	48	(3) 責任準備金残高の内訳	67
1. 貸借対照表	48	(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の	
2. 損益計算書	51		
3. キャッシュ・フロー計算書	52		
4. 株主資本等変動計算書	53		
5. 債務者区分による債権の状況	54		
6. リスク管理債権の状況	54		
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	54		
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	55		
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	57		
(1) 有価証券の時価情報	57		
(2) 金銭の信託の時価情報	58		
(3) デリバティブ取引の時価情報	58		
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	59		
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	60		
12. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に			

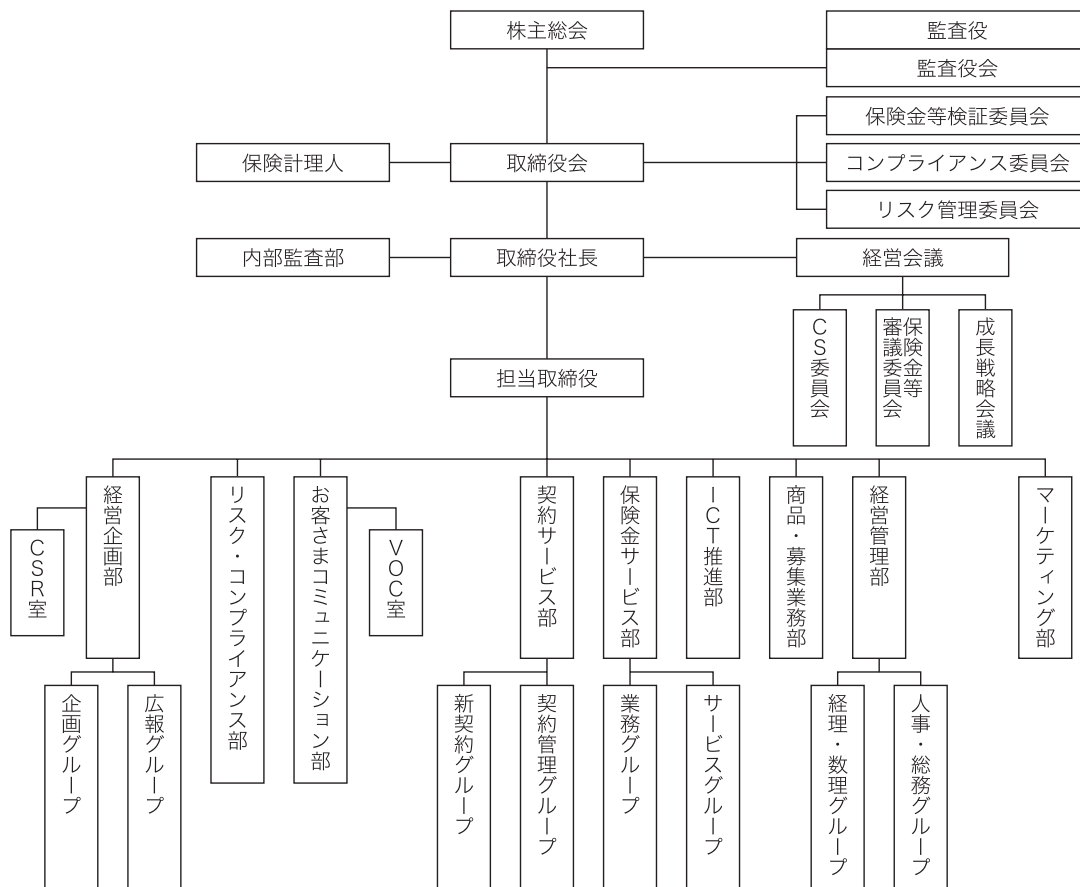
積立方式、積立率、残高（契約年度別）	68	(29) 公共関係投融资の概況(新規引受額・貸出額)	79
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	68	(30) 各種ローン金利	79
(6) 契約者配当準備金明細表	68	(31) その他の資産明細表	79
(7) 引当金明細表	68	5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	80
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	68	(1) 有価証券の時価情報	80
(9) 資本金等明細表	68	(2) 金銭の信託の時価情報	81
(10) 保険料明細表	69	(3) デリバティブ取引の時価情報	81
(11) 保険金明細表	69	VII.保険会社の運営	82
(12) 年金明細表	69	1. リスク管理の体制	82
(13) 給付金明細表	69	2. 法令遵守の体制	82
(14) 解約返戻金明細表	69	3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性	82
(15) 減価償却費明細表	70	4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第二百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	82
(16) 事業費明細表	70	5. 個人データ保護について	82
(17) 税金明細表	70	6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	82
(18) リース取引	70	VIII.特別勘定に関する指標等	82
(19) 借入金残存期間別残高	71	IX.保険会社およびその子会社等の状況	83
4. 資産運用に関する指標等	71		
(1) 資産運用の概況	71		
(2) 運用利回り	73		
(3) 主要資産の平均残高	74		
(4) 資産運用収益明細表	74		
(5) 資産運用費用明細表	74		
(6) 利息および配当金等収入明細表	75		
(7) 有価証券売却益明細表	75		
(8) 有価証券売却損明細表	75		
(9) 有価証券評価損明細表	75		
(10) 商品有価証券明細表	75		
(11) 商品有価証券売買高	75		
(12) 有価証券明細表	76		
(13) 有価証券残存期間別残高	76		
(14) 保有公社債の期末残高利回り	76		
(15) 業種別株式保有明細表	77		
(16) 貸付金明細表	77		
(17) 貸付金残存期間別残高	77		
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	77		
(19) 貸付金業種別内訳	77		
(20) 貸付金使途別内訳	78		
(21) 貸付金地域別内訳	78		
(22) 貸付金担保別内訳	78		
(23) 有形固定資産明細表	78		
(24) 固定資産等処分益明細表	78		
(25) 固定資産等処分損明細表	79		
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	79		
(27) 海外投融资の状況	79		
(28) 海外投融资利回り	79		

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

平成11年 4月23日	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：中野区中野）
平成11年 5月12日	金融再生委員会の事業免許を取得
平成11年 5月19日	営業開始
平成13年 3月	増資により資本金80億円となる
平成14年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
平成15年 2月	ふうふセット特約発売開始
9月	入院保障特約「1泊入院から受取型」発売開始
平成17年11月	保有契約件数4万件を突破
平成19年11月	増資により資本金97.5億円（資本準備金17.5億円）となる
平成20年 4月	ヘルマーク運動への協賛開始
9月	増資により資本金101億円（資本準備金21億円）となる
平成21年 3月	本社を新宿区西新宿へ移転
4月	創業10周年
平成22年11月	HDI-Japanの「サポートポータル格付け」と「問合せ窓口格付け」で、保険会社で唯一2部門 で2年連続、国内最高評価の『三つ星』を取得
平成23年 3月	営業開始以来初となる単年度損益の黒字化を達成
平成23年11月	HDI-Japanの「サポートポータル格付け」と「問合せ窓口格付け」で、保険会社で唯一2部門 で3年連続、国内最高評価の『三つ星』を取得
平成24年 5月	ご契約者さま向け 健康・生活関連サポートサービス「DIY生命 健康ほっとダイヤル」を開設
平成24年 9月	インターネット保険申込サービスを開始
平成24年11月	HDI-Japanの「サポートポータル格付け」と「問合せ窓口格付け」で、保険会社で唯一2部門 で4年連続、国内最高評価の『三つ星』を取得
	HDI-Japanの「五つ星認証プログラム」で保険会社として初めて『五つ星』認証を取得
平成25年 1月	国内通販系生命保険会社で初めて「ISO10002」（苦情対応マネジメントシステム）認証を取得

2. 経営の組織 (平成25年7月1日現在)



3. 店舗

本店 〒160-0023 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 日土地西新宿ビル
TEL : 03-5437-9047 (代表)

支店はありません。

4. 資本金の推移

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
平成11年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
平成13年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
平成19年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
平成20年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数

発行する株式の総数	1,000千株
発行済株式の総数	400千株
当期末株主数	2名

6. 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	400千株	—

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社損害保険ジャパン	360千株	90.0%	—千株	—%
第一生命保険株式会社	40千株	10.0%	—千株	—%

(注)当社の株主は上記2株主です。

7. 主要株主の状況

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	70,000百万円	損害保険業	明治20年7月23日	90.0%
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	210,200百万円	生命保険業	明治35年9月15日	10.0%

8. 取締役および監査役

(平成25年7月1日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴
取締役社長 (代表取締役)	山本 学 やまもと まなぶ	昭和33年 5月19日	昭和56年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 9年 4月 同社京都支店法人営業課長 平成14年 4月 同社京都支店営業第一課長(兼)京都支店担当課長(SME推進責任者)(兼)京都支店営業第二課長 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン 経営企画部リーダー 平成17年 7月 同社佐賀コールセンター開設準備室長 平成18年 4月 同社佐賀コールセンター室長 平成21年 4月 同社関西総務部長 平成23年 6月 当社代表取締役社長(現職)
取締役	藤田 淳 ふじた じゅん	昭和42年 2月8日	平成 2年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成18年 7月 株式会社損害保険ジャパン 経営企画部リーダー 平成20年 2月 同社経営企画部内部統制企画グループリーダー 平成21年11月 同社経営企画部内部統制企画グループリーダー(兼)事務システム統合推進室リーダー 平成22年 4月 同社経営企画部リーダー(兼)IT企画部リーダー 平成22年 7月 同社IT企画部システムリスク管理グループリーダー 平成22年12月 同社IT企画部システムリスク管理グループリーダー(兼)経営企画部リーダー 平成23年 4月 当社取締役(現職)
取締役	齋藤 真衡 さいとう まひら	昭和34年 4月6日	昭和57年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成14年 4月 同社名古屋支店名古屋中央支社長 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン 名古屋支店名古屋中央支社リーダー(支社長) 平成15年 4月 同社名古屋支店リーダー(業務)(兼)中部業務部リーダー 平成16年 4月 同社北東京支店リーダー(生保担当)(兼)東京公務開発部リーダー 平成18年 4月 同社札幌支店リーダー(生保担当)

			<p>(兼) 札幌自動車営業部リーダー (生保担当) 平成19年 4月 同社札幌支店担当部長 (生保担当) (兼) 札幌自動車営業部担当部長 (生保担当) 平成20年 4月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社へ出向 (現: NKSJひまわり生命保険株式会社) 平成21年 4月 株式会社損害保険ジャパン 愛知東支店担当部長 (生保スタッフ) 平成24年 4月 当社取締役 (兼) リスク・コンプライアンス部長 平成25年 4月 当社取締役 (兼) 契約サービス部長 (現職)</p>
取締役	米谷 三史 こめたに かずふみ	昭和40年 3月17日	<p>昭和62年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成15年 4月 株式会社損害保険ジャパン 群馬支店高崎総合支社リーダー (市場開拓グループ長) 平成18年 9月 同社人事部リーダー 平成21年 4月 同社企業営業第二部第三課リーダー (課長) 平成24年 4月 当社取締役 平成25年 4月 当社取締役 (兼) マーケティング部長 (現職)</p>
取締役 (社外)	五天 博之 ごてん ひるゆき	昭和42年 1月27日	<p>平成 1年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成16年 7月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社へ出向 (現: NKSJひまわり生命保険株式会社) 平成17年 7月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社へ出向 (リーダー扱) 平成23年10月 NKSJホールディングス株式会社へ出向 経営管理部課長 (現職) 平成25年 4月 当社取締役 (現職)</p>
常勤監査役	星野 良祐 ほしの りょうすけ	昭和26年 8月8日	<p>昭和49年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 1年 4月 企画第一部特命課長 平成 4年 4月 大阪企業営業第二部第四課長 平成 7年 4月 火災新種業務部傷害保険課長 平成 9年 4月 本店営業第四部特命課長 平成10年 4月 茨城南支店長 平成12年 6月 本店営業第四部長 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン本店営業第四部長 平成15年 6月 岐阜支店長 平成17年 4月 常務執行役員 平成19年 4月 株式会社損害保険ジャパン顧問 平成19年 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 平成23年 3月 帝国繊維株式会社監査役 (現職) 平成25年 7月 当社常勤監査役 (現職)</p>
監査役	原永 幸治 はらなが こうじ	昭和27年 10月1日	<p>昭和50年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 2年 4月 同社株式部業務課長 平成 3年 4月 同社株式部第二課長 平成 4年 4月 同社有価証券部第二課長 平成 5年 4月 同社財務企画部企画第一課長 平成 8年 4月 同社福岡支店営業第二課長 平成11年 7月 同社首都圏業務部長 平成13年 6月 同社静岡支店長 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン 静岡支店長 平成16年 6月 同社財務サービス部長 平成17年 4月 同社熊本支店長 平成18年 7月 同社理事 熊本支店長 平成19年 4月 同社常務執行役員北海道本部長 平成21年 4月 同社顧問 平成21年 6月 株式会社東京機械製作所 常勤監査役 (現職) 平成23年 6月 当社監査役 (現職)</p>
監査役	大野田好記 おおのだ よしき	昭和24年 5月3日	<p>昭和48年 4月 日産火災海上保険株式会社入社 平成11年 4月 同社融資部長 平成12年 4月 同社資産運用部長 平成14年 4月 同社会計部長 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン 会計部長 平成18年 4月 同社業務監査部内部監査人 平成22年 7月 同社顧問 株式会社損保ジャパン人財開発監査役 (現職) 平成24年 4月 当社監査役 (現職)</p>

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		平成24年度末	
	平成23年度末	平成24年度末	平成23年度	平成24年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	53名	53名	2名	2名	43.4歳	5.1年
(男 子)	33	33	1	1	45.2	4.9
(女 子)	20	20	1	1	40.5	5.4
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注)従業員には使用人兼務取締役、退職者等を含んでいません。

10. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成24年3月	平成25年3月
内勤職員	446	451

(注)平均給与月額とは各年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含んでいません。

11. 平均給与（営業職員）

該当ありません。

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け

個人保険の引受けを行っています。

(2) 資産の運用

販売商品が保険期間1年の掛け捨て型商品であることから、安全性・流動性に留意し、安定的な資金を確保することに努めています。

(3) 国債等の窓口販売

当該業務は行っていません。

2. 経営方針

P.2~3および巻末のD I Y宣言をご覧ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

P.10～15をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

平成24年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および苦情からの改善事例

P.28～29をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

(1) 会社概要、業績等に関する情報

名 称	対 象	発行周期
損保ジャパンD I Y生命の現状 (ディスクロージャー誌)	お客さま、報道機関等	年1回
We bサイト P C http://diy.co.jp モバイル http://m.diy.co.jp スマートフォン http://diy.co.jp/sp	お客さま	随時内容を更新
損保ジャパンD I Y生命からのお知らせ	お客さま	年1回

(2) ご契約に関する情報

名 称	内 容
パンフレット	商品のしくみ、重要事項、申し込み手続き方法、会社概要について記載
契約概要	ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載
注意喚起情報	ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載
ご契約のしおり／約款	約款および特約についての重要事項、諸手続、税務の取扱いなどをわかりやすく記載
更新のご案内	ご契約者に対し、更新日の2か月前にご契約内容を明示のうえ、更新日での契約内容の見直しについてご案内

5. デメリット情報提供の方法

ご契約者が、生命保険のしくみや制度についてご存知でなかったために不利益を被るような条項を、不利益条項（デメリット情報）といいます。当社では、この情報をあらかじめお客さまに正確にお伝えすることを重要な要素と考え、「契約概要」「注意喚起情報」に、「ご契約のしおり／約款」と同等の内容を記載し徹底を図っています。その主なものは、以下のとおりです。

(1) クーリング・オフ制度について

- イ. 引受内容確認書の交付日から、その日を含めて1か月以内であれば、書面によりご契約の申し込みを撤回することができます。
- ロ. お申し込みの撤回は、必ず郵便により、前記イ. の期間内（1か月以内の消印有効）に当社までお送りください。
- ハ. この場合、お払い込みいただいた保険料をお返しいたします。

(2) 保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができない場合について

以下のような場合には、支払事由または免除事由が生じても保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。

イ. 免責事由に該当した場合

名 称		保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができない場合 (免責事由といたします)
遺族保障	死亡保険金	以下のいずれかにより被保険者が死亡された場合 (イ)責任開始期から3年以内の被保険者の自殺 ただし、心身喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。 (ロ)ご契約者の故意 (ハ)死亡保険金受取人の故意
	高度障害保険金	以下のいずれかにより被保険者が高度障害状態になられた場合 (イ)ご契約者の故意 (ロ)被保険者の故意 (ハ)指定代理請求人の故意
入院保障	災害入院給付金 短期災害入院給付金	以下のいずれかにより被保険者が入院された場合 (イ)ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ロ)被保険者の犯罪行為 (ハ)被保険者の精神障害を原因とする事故 (ニ)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ホ)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ヘ)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ト)被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの (フ)指定代理請求人の故意
	疾病入院給付金 短期疾病入院給付金 手術給付金	以下のいずれかにより被保険者が入院された場合または手術をうけられた場合 (イ)災害入院給付金と同じ免責事由（「(ト)被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの」は、手術給付金については除きます。） (ロ)被保険者の薬物依存
	通院給付金	以下のいずれかにより被保険者が通院された場合 (イ)ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ロ)被保険者の薬物依存 (ハ)被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの (ニ)指定代理請求人の故意
月給保障	就業不能保険金	以下のいずれかにより被保険者が就業不能になられた場合 (イ)災害入院給付金と同じ免責事由 (ロ)被保険者の薬物依存 (ハ)被保険者の妊娠または出産
全商品	保険料の払込免除	災害入院給付金の免責事由のうち(イ)から(ヘ)までにより被保険者が所定の障害状態になられた場合

ロ. 重大事由による解除の場合

以下のような事由に該当し、主契約または付加された特約が解除された場合、保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じても、保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。また、すでに払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

- ① 保険金または給付金（保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こした場合（未遂を含みます。）
- ② 保険金または給付金の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められた場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められた場合
- ④ 主契約については、付加されている特約が重大事由によって解除された場合
- ⑤ 当社との間の他の保険契約、または他社との間の保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除され当社の信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①および②と同等の事由がある場合
- ⑥ 特約については、他の保険契約との重複によって給付金額等が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑦ その他このご契約を継続することを期待しえない上記の事由と同等の事由がある場合

※上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当した時に限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

八、ご契約が無効または取消しとなった場合

ご契約の締結、復活、もしくは保険金・給付金の増額または特約の中途付加に際して以下の事由に該当し、ご契約または付加された特約（保険金・給付金を増額したときは、増額した部分）が無効または取消しとなった場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。また、すでに払い込まれた保険料はお返しいたしません。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があったこと
- ② ご契約者に保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的が認められたこと

二、告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合には、保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じても保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。

ホ、責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合（高度障害保険金および特約の入院給付金等）

へ、ご契約の失効の場合

保険料の払い込みがなかったためにご契約が効力を失っている間に、保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。

(3) ご契約の解約と解約返戻金について

ご契約を解約されても、解約返戻金はありません。

保険期間1年の掛け捨て型ですので、払い込みいただいた保険料は保険期間1年ごとの保険金・給付金のお支払いとご契約を維持する費用にあてられます。したがって、解約されても解約返戻金はありません。

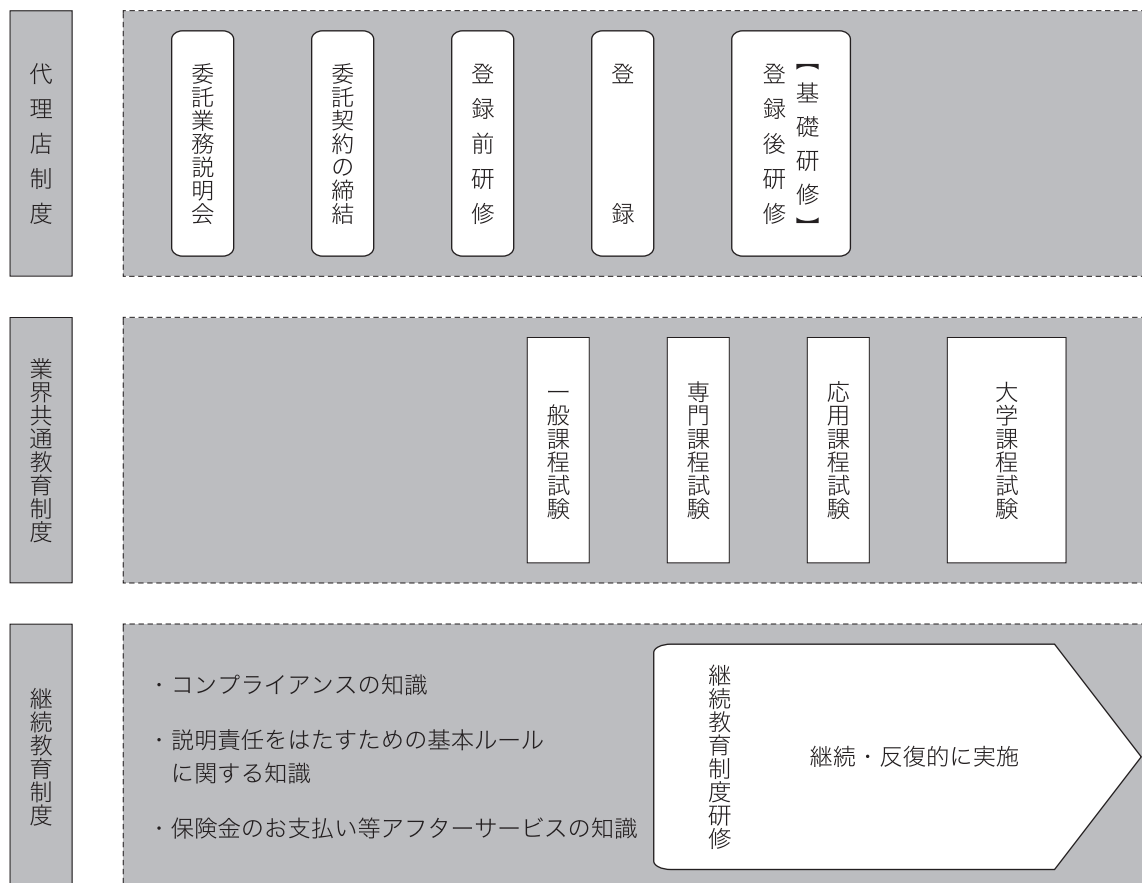
※年払契約の解約時には、未だ到達していない契約期間分の保険料（未経過保険料）をお支払いできる場合があります。

6. 代理店教育・研修の概略

(1) 基本的な考え方

当社では「お客さまにぴったりとあった商品の提供」「お客さま自らの判断でご加入いただくこと」「迅速なサービスの提供」「お客さまと継続的な関係の構築」をコンセプトにおき、お客さまを起点とした価値の提供を目指しています。代理店育成については、当社のコンセプトを理解したうえで、お客さまへの確かな情報提供ができるような代理店教育が重要なことと考えます。

(2) 業界共通の教育・代理店制度



(3) コンプライアンス遵守

経営の重要課題の一つであるコンプライアンス遵守のために、登録前、登録後および継続教育制度の研修などでは、eラーニングを活用して保険業法や会社諸規程の教育を行い、健全かつ適切な保険募集および契約者保護を目的とした代理店教育を実施しています。

7. 新規開発商品の状況

当年度においては新規商品の開発は行いませんでした。

8. 保険商品一覧

P.34をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

当社では、業務系基幹システムのほか、コールセンターシステムおよびインターネットを活用し、業務の効率化およびお客さまサービスの向上に努めています。また、ITを活用した情報セキュリティ対策についても強化を図り、情報管理の徹底に努めています。

(1) 基幹システム

基幹システムには、生命保険業務全般を処理する信頼性の高いパッケージソフトを使用し、保険契約にかかる引受け・保険料収納・契約保全・保険金支払等の業務を迅速に処理しています。

平成24年度は、税制改正に伴う生命保険料控除証明書の新制度対応を実施しました。

(2) コールセンターシステム

当社用にカスタマイズしたコールセンター用パッケージソフトを使用して、資料請求の受付に対応するとともに、契約保全関連の受付、ならびにバックオフィスにおける業務に活用しています。

(3) インターネット

インターネットを介しての資料請求の受付、保険商品の紹介、必要保障額のシミュレーション、各種お問い合わせに対応するほか、ご契約者さま向けお手続きのご案内を行っています。

平成24年度は、「1年組み立て保険」のお申し込みが24時間いつでも可能になる、「インターネット保険申込サービス」を開始しました。保険プランの組み立てからお申し込みまでが、インターネットでスムーズに手続きできるようになりました。

10. 社会貢献活動の概況

生命保険事業は、社会性・公共性の高い事業であることから、持続可能な社会の実現に向けて取り組むことは重要であると考えています。当社では以下の取り組みを実施しています。

- ・2012年4月にCSR専門部署であるCSR室を設置し、地域社会やNPO等と協働しながら社員参加型の社会貢献活動を展開しています。
- ・教育支援を通じた社会貢献活動への取り組みとして、財団法人ベルマーク教育助成財団が主催する「ベルマーク運動」に協賛し、「1年組み立て保険」へのベルマーク・ポイント付与を実施しています。
- ・生命保険協会を通じ、社会貢献のための寄付を行っています。
- ・東京都生命保険協会・東京地方CSR委員会が主催する、社会福祉のための「愛の募金運動」に社員が継続的に参加しています。
- ・環境保全への取り組みとして、NK SJグループ会社36社と共に「生物多様性民間参画パートナーシップ（※）」に2010年10月の設立時から参加しています。NK SJグループの一員として、紙使用量の削減、間伐材の使用、全国各地での森林整備活動など環境負荷の低減や生態系に配慮した事業活動に取り組んでいます。

※「生物多様性民間参画パートナーシップ」

事業者の生物多様性への取り組みを推進するため、参加事業者同士が、経済団体、NGO、研究者、公的機関等、事業者の取り組みを支援するさまざまな関係者を交えて、ホームページやメールマガジン等を通じた情報共有、経験交流を図ります。

- ・持続可能な社会の実現に貢献するための取り組みとして、2011年12月にNK SJグループ9社とともに「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」へ署名しました。

この原則は、2010年6月に中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」から“環境金融の取組の輪を広げていく仕組み”として「日本版環境金融行動原則」の策定が提言され、これを受けて策定されたものです。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

P.14をご覧ください。

Ⅴ.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成23年度末 〔平成24年〕 3月31日現在	平成24年度末 〔平成25年〕 3月31日現在	科 目	平成23年度末 〔平成24年〕 3月31日現在	平成24年度末 〔平成25年〕 3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	401	2,348	保険契約準備金	1,128	1,060
預貯金	401	2,348	支払準備金	270	217
有価証券	4,148	2,394	責任準備金	857	842
国債	1,272	1,473	代理店借	4	4
株式	652	5	再保険借	30	30
その他の証券	2,223	915	その他負債	173	270
有形固定資産	39	27	未払法人税等	3	31
建物	14	12	未払金	0	0
リース資産	2	1	未払費用	164	233
その他の有形固定資産	22	13	預り金	1	2
無形固定資産	—	90	リース債務	2	1
ソフトウェア	—	90	仮受金	0	0
代理店貸	0	0	退職給付引当金	29	30
再保険貸	26	12	特別法上の準備金	18	18
その他資産	247	242	価格変動準備金	18	18
未収金	176	177	繰延税金負債	99	1
前払費用	2	5	負債の部合計	1,482	1,415
未収収益	0	0	(純資産の部)		
預託金	62	57	資本金	10,100	10,100
仮払金	5	1	資本剰余金	2,100	2,100
その他の資産	0	0	資本準備金	2,100	2,100
貸倒引当金	—	△3	利益剰余金	△9,043	△8,504
			その他利益剰余金	△9,043	△8,504
			繰越利益剰余金	△9,043	△8,504
			株主資本合計	3,156	3,695
			その他有価証券評価差額金	224	2
			評価・換算差額等合計	224	2
			純資産の部合計	3,380	3,698
資産の部合計	4,863	5,113	負債及び純資産の部合計	4,863	5,113

(平成24年度の注記事項)

1. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- (2) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。
- ① 有形固定資産(リース資産以外)
定率法を採用しています。
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (3) 無形固定資産の減価償却は、次の方法により行っています。
- ソフトウェア
利用可能期間に基づく定額法を採用しています。
- (4) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」「同細則」「償却及び引当金計上規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しています。
- 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。
- (5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しています。
- (6) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
- (7) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、事業費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しています。
- (9) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
- ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項

当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性(流動性)に留意し、運用しています。

なお主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されています。

市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュアット・リスク(VaR)手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。

主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	2,348	2,348	—
(2) 有価証券	2,388	2,388	—
その他有価証券	2,388	2,388	—
(3) 未収金	177	177	—

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 有価証券

3月末日の市場価格等によっています。

なお、以下の金融商品については時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

- ① 非上場株式（貸借対照表計上額5百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券 其他有価証券」には含めていません。
- ② 預託金（貸借対照表計上額57百万円）については、移転等の計画がなく、実質的な債権の償還時期を見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められるものとして時価開示の対象としていません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は176百万円です。

4. 繰延税金負債の総額は、1百万円です。繰延税金負債の発生は、其他有価証券の評価によるものです。

5. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機とその周辺機器等があります。

6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は5百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は57百万円です。

7. 1株当たりの純資産額は、9,245円33銭です。

8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は75百万円です。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。

9. 退職給付債務の算定につきましては簡便法を採用しており、退職給付引当金は30百万円です。

10. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕	平成24年度 〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	4,008	4,073
保 険 料 等 収 入	3,901	3,798
保 険 料	3,696	3,728
再 保 険 収 入	205	70
資 産 運 用 収 益	26	207
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	26	18
預 貯 金 利 息	0	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	26	18
有 価 証 券 売 却 益	—	188
そ の 他 経 常 収 益	80	67
支 払 備 金 戻 入 額	45	52
責 任 準 備 金 戻 入 額	31	15
そ の 他 の 経 常 収 益	3	0
経 常 費 用	3,728	3,500
保 険 金 等 支 払 金	1,508	1,204
保 険 金	1,148	857
給 付 金	220	208
そ の 他 返 戻 金	5	4
再 保 険 料	133	133
資 産 運 用 費 用	0	48
支 払 利 息	0	0
有 価 証 券 売 却 損	—	45
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	3
事 業 費 用	2,170	2,202
そ の 他 経 常 費 用	48	45
税 金	16	16
減 価 償 却 費	27	27
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	4	1
経 常 利 益	280	572
特 別 損 失	1,197	0
固 定 資 産 等 処 分 損	1,195	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	1	0
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	1	0
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）	△916	572
法 人 税 及 び 住 民 税	3	32
法 人 税 等 合 計 額	3	32
当 期 純 利 益 （△は当期純損失）	△920	539

(平成24年度の注記事項)

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は228百万円です。
2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は10百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円です。
3. 有価証券売却益は株式188百万円です。
4. 有価証券売却損は株式45百万円です。
5. 1株あたりの当期純利益の金額は1,349円35銭です。
6. 退職給付費用の総額は、6百万円です。
7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕	平成24年度 〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△916	572
減価償却費	27	27
支払備金の増減額 (△は減少)	△45	△52
責任準備金の増減額 (△は減少)	△31	△15
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4	1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	1	0
利息及び配当金等収入	△32	△18
有価証券関係損益 (△は益)	—	△143
支払利息	2	0
代理店貸の増減額 (△は増加)	△0	△0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△22	13
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	1,105	△98
代理店借の増減額 (△は減少)	0	0
再保険借の増減額 (△は減少)	△1	△0
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△54	69
小 計	36	359
利息及び配当金等の受領額	47	33
利息の支払額	△2	△0
法人税等の支払額	△3	△5
営業活動によるキャッシュ・フロー	78	388
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,210	△1,215
有価証券の売却・償還による収入	1,500	1,468
資 産 運 用 活 動 計 (営業活動及び資産運用活動計)	289 (367)	253 (641)
有形固定資産の取得による支出	△15	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	273	250
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	351	638
現金及び現金同等物期首残高	2,272	2,624
現金及び現金同等物期末残高	2,624	3,263

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(平成25年3月31日現在)

現金及び預貯金	2,348百万円
有 価 証 券	2,394
現金同等物以外の有価証券	△1,479
現金及び現金同等物	<u>3,263</u>

4. 株主資本等変動計算書

平成24年度

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	10,100
当期末残高	10,100
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,100
当期末残高	2,100
資本剰余金合計	
当期首残高	2,100
当期末残高	2,100
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△9,043
当期変動額	
当期純利益	539
当期変動額合計	539
当期末残高	△8,504
利益剰余金合計	
当期首残高	△9,043
当期変動額	
当期純利益	539
当期変動額合計	539
当期末残高	△8,504
株主資本合計	
当期首残高	3,156
当期変動額	
当期純利益	539
当期変動額合計	539
当期末残高	3,695
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額	
当期首残高	224
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△222
当期変動額合計	△222
当期末残高	2
評価・換算差額等合計	
当期首残高	224
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△222
当期変動額合計	△222
当期末残高	2
純資産合計	
当期首残高	3,380
当期変動額	
当期純利益	539
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△222
当期変動額合計	317
当期末残高	3,698

(平成24年度の注記事項)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：千株)

	当 期 首 株 式 数	当 期 増加株式数	当 期 減少株式数	当 期 末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	400	—	—	400
合 計	400	—	—	400
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当金支払額

該当ありません。

4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

5. 債務者区分による債権の状況 _____

該当ありません。

6. リスク管理債権の状況 _____

該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 _____

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,987	4,224
資本金等	3,156	3,695
価格変動準備金	18	18
危険準備金	521	507
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	292	2
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに参入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	569	529
保険リスク相当額 R_1	425	411
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	93	93
予定利率リスク相当額 R_2	0	0
資産運用リスク相当額 R_3	175	81
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
経営管理リスク相当額 R_4	20	17
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,400.8%	1,596.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈参考〉実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	平成23年度末	平成24年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	4,863	5,113
負債の部に計上されるべき金額の合計額を 基礎として計算した金額 (2)	843	888
実質資産負債差額 (1) - (2)	4,020	4,225

(注)満期保有目的の債券および責任準備金対応債券は、該当するものではありません。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成23年度末					平成24年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	1,594	1,919	324	324	—	1,470	1,473	3	3	—
公 社 債	1,270	1,272	2	2	—	1,470	1,473	3	3	—
株 式	324	647	322	322	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,594	1,919	324	324	—	1,470	1,473	3	3	—
公 社 債	1,270	1,272	2	2	—	1,470	1,473	3	3	—
株 式	324	647	322	322	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

該当ありません。

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	1,594	1,919	324	1,470	1,473	3
公 社 債	1,270	1,272	2	1,470	1,473	3
株 式	324	647	322	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	2,228	920
非 上 場 国 内 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	5	5
非 上 場 外 国 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	2,223	915
合 計	2,228	920

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) テリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度
基礎利益 A	261	418
キャピタル収益	—	188
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	188
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	45
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	45
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	—	143
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	261	562
臨時収益	19	14
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	19	14
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	3
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	3
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	19	10
経常利益 A + B + C	280	572

11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

12. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

13. 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性については、当社の代表取締役社長が確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響をおよぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.10～15をご覧ください。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成23年度末				平成24年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	45,144	97.4	751,147	95.8	44,631	98.9	725,215	96.5
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成23年度						平成24年度					
	件数		金 額				件数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	2,389	65.7	35,739	62.1	35,739	—	2,941	123.1	40,695	113.9	40,695	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	3,718	100.3	3,759	101.1
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	3,718	100.3	3,759	101.1
うち医療保障・生前給付保障等	886	100.9	906	102.2

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	156	63.6	186	119.1
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	156	63.6	186	119.1
うち医療保障・生前給付保障等	46	66.0	57	122.1

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			平成23年度末	平成24年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	751,147	725,215
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	751,147	725,215
	災害死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
団体年金保険		(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
	年 金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	そ の 他	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
入院保障	災害入院	個人保険	(102)	(101)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	疾病入院	個人保険	(102)	(101)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他の条件付入院	個人保険	(276)	(268)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
就 業 不 能 保 障	個人保険	(1,767)	(1,748)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
		その他共計	(1,767)	(1,748)

そ の 他	個人保険	(27,059)	(26,414)
	個人年金保険	(—)	(—)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(27,059)	(26,414)

- (注) 1.括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。
 2.入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 3.入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 4.就業不能保障欄の金額は就業不能保障額（月額）を表します。
 5.その他欄の金額はガン医療特約及び特定疾病診断給付特約の診断給付金額を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成23年度末	平成24年度末
障 害 保 障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	—	—
手 術 保 障	個人保険	39,663	39,056
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	39,663	39,056

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成23年度末	平成24年度末
死 亡 保 険	終身保険	—	—
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	751,147	725,215
	その他共計	751,147	725,215
生 死 混 合 保 険	養老保険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個人年金保険	—	—
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災害割増特約	—	—
	傷害特約	—	—
	災害入院特約	—	—
	疾病特約	—	—
	成人病特約	—	—
	その他の条件付入院特約	272	268
	就業不能保障特約	1,767	1,748
	特定疾病診断給付特約	10,054	9,957

- (注) 1.入院特約の金額は入院給付日額を表します。
 2.就業不能保障特約の金額は就業不能保険金月額を表します。
 3.特定疾病診断給付特約の金額は、診断給付金額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	46,349	784,191	45,144	751,147
新 契 約	2,389	35,739	2,941	40,695
更 新	43,654	743,080	42,556	711,907
復 活	106	1,999	133	1,989
保 険 金 額 の 増 加	—	3,105	—	2,186
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 増 加	—	—	—	—
死 亡	77	1,095	69	860
満 期	44,821	759,365	43,600	726,191
保 険 金 額 の 減 少	—	17,626	—	17,300
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	1,860	29,605	1,816	28,511
失 効	585	9,172	651	9,737
そ の 他 の 減 少	11	103	7	110
年 末 現 在	45,144	751,147	44,631	725,215
(増 加 率)	($\Delta 2.6$)	($\Delta 4.2$)	($\Delta 1.1$)	($\Delta 3.5$)
純 増 加	$\Delta 1,205$	$\Delta 33,043$	$\Delta 513$	$\Delta 25,932$
(増 加 率)	($-$)	($-$)	($-$)	($-$)

(注)金額は、死亡保険です。

②個人年金保険

該当ありません。

③団体保険

該当ありません。

④団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	平成23年度	平成24年度
個 人 保 険	$\Delta 4.2\%$	$\Delta 3.5\%$
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）（単位：千円）

区 分	平成23年度	平成24年度
新 契 約 平 均 保 険 金	14,959	13,837
保 有 契 約 平 均 保 険 金	16,638	16,249

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	平成23年度	平成24年度
個 人 保 険	4.6%	5.4%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率（対年度始）

区 分	平成23年度	平成24年度
個 人 保 険	6.5%	6.8%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)解約失効率は、(解約+失効-復活+減額-増額)÷年始保有で計算しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）（単位：円）

平成23年度	平成24年度
5,833	5,873

(注)転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
1.68‰	1.54‰	1.43‰	1.16‰

(注)1.死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)÷2}で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区 分		平成23年度	平成24年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3,769	3,211
	金 額	60.0	77.6
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	33,977	29,316
	金 額	460.1	400.3
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	7,634	6,778
	金 額	151.8	148.2
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	28,607	26,526
	金 額	—	—
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	3,793	4,175
	金 額	—	—

(注)1.発生率は、支払÷{(年始保障+年末保障)÷2}で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(8) 事業費率（対収入保険料）

平成23年度	平成24年度
58.7%	59.1%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数
(単位：社)

平成23年度	平成24年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、
支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成23年度	平成24年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく
区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成23年度	平成24年度
AA-	100.0%	100.0%

(注) 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務格付に基づいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

平成23年度	平成24年度
15	5

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	平成23年度	平成24年度
第三分野発生率	30.4%	27.6%
医療（疾病）	29.7%	25.2%
がん	48.4%	39.5%
介護	—	—
その他	13.2%	16.9%

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。

①医療（疾病）：無配当医療特約、無配当短期入院特約（災害給付部分を除く）。

②がん：無配当ガン医療特約。

③介護：該当ありません。

④その他：①～③以外の医療保障給付、特定疾病診断給付等の給付を行う特約。

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\frac{\text{【保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払に係る事業費等】}}{\text{【(年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料)} \div 2 \text{】}}$$

3. (注)2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. (注)2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成23年度末	平成24年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	210	170
	災 害 保 険 金	—	—
	高 度 障 害 保 険 金	—	—
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	0	1
小 計	210	171	
年 給	—	—	
給 付 金	59	46	
解 約 返 戻 金	—	—	
保 険 金 据 置 支 払 金	—	—	
そ の 他 共 計	270	217	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成23年度末	平成24年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	336	334
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計 (一 般 勘 定)	336	334
	(特 別 勘 定)	—	—
危 険 準 備 金	521	507	
合 計	857	842	
(一 般 勘 定)	857	842	
(特 別 勘 定)	—	—	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
平成23年度末	141	194	—	521	857
平成24年度末	137	197	—	507	842

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

			平成23年度末	平成24年度末
積立方式	標準責任準備金 対象外契約	無配当定期保険	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）			100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険のみを対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

3. 無配当定期保険は保険期間1年の商品しか販売していないため、標準責任準備金対象外契約として取り扱っています。

②責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
平成24年度	334百万円	1.50~1.85%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 無配当定期保険は1年満期（自動更新）のため、更新年度を基準として記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		当期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	3	3
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		29	30	1
価格変動準備金		18	18	0

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		10,100	—	—	10,100	
うち既 発行株式	普通株式	(400千株) 10,100	(千株) —	(千株) —	(400千株) 10,100	
	計	10,100	—	—	10,100	
資本剰余金	(資本準備金)	2,100	—	—	2,100	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	2,100	—	—	2,100	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
個人保険	3,696	3,728
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	546	547
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	3,150	3,180
個人年金保険	—	—
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	—	—
団体保険	—	—
団体年金保険	—	—
その他共計	3,696	3,728

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成24年度 合 計	平成23年度 合 計
死亡保険金	822	—	—	—	—	—	822	1,148
災害保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
高度障害保険金	35	—	—	—	—	—	35	—
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	—	—	—	0	0
合 計	857	—	—	—	—	—	857	1,148

(12) 年金明細表

該当ありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	平成24年度 合 計	平成23年度 合 計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
入院給付金	73	—	—	—	—	—	73	79
手術給付金	56	—	—	—	—	—	56	59
障害給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	78	—	—	—	—	—	78	80
合 計	208	—	—	—	—	—	208	220

(14) 解約返戻金明細表

該当ありません。

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	204	15	176	27	86.5
建物	33	3	20	12	61.5
リース資産	35	0	33	1	95.5
その他の有形固定資産	135	10	122	13	90.3
無形固定資産	102	11	11	90	11.7
その他	0	0	0	0	72.7
合計	307	27	189	118	61.5

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
営業活動費	52	52
営業管理費	488	616
一般管理費	1,629	1,533
合計	2,170	2,202

(注) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は75百万円です。
 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費（一般管理費）として処理しています。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
国 税	7	7
消費税	1	1
地方 法人 特別 税	5	5
印 紙 税	0	0
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	9	8
地 方 消 費 税	0	0
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	6	6
固 定 資 産 税	1	0
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	0	0
そ の 他 の 地 方 税	—	—
合計	16	16

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	その他の有形固定資産	合 計	その他の有形固定資産	合 計
取得価額相当額	3	3	3	3
減価償却累計額相当額	3	3	3	3
期末残高相当額	0	0	—	—

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料 期末残高相当額	0	—	0	—	—	—

③支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
支払リース料	0	0
減価償却費相当額	0	0
支払利息相当額	0	0

④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	定額法によっています。
利息相当額の算定方法	リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①平成24年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成24年度のわが国経済は、東日本大震災による大幅な落ち込みの反動、在庫の復元、復興需要の高まりもあって、前半は高めの成長を実現しました。しかしながら、後半に入ると、欧州債務問題の深刻化と、中国の成長鈍化による世界的な景気減速から、輸出と生産が大きく落ち込んだものの、生産は年末にかけて下げ止まりました。さらに、日本銀行の政策変更などが材料視され、日経平均株価が11月以降大幅に回復したことなどもあり、景気は全体として持ち直しに向かっています。また、雇用情勢は厳しい状態が残っているものの、改善の動きがみられました。

このような経済情勢の下、金融市場は12月の衆院選で自公政権が誕生し、いわゆる「アベノミクス」への期待感から、年度後半にかけて急激に円安が進み、ドル/円は3年半振りに96円台後半を付ける展開となりました。株式市場も年度前半には一時8,000円台前半まで下落していた日経平均株価が、3月には12,000円台後半まで上昇し、平成20年9月のリーマンショック前の高値を更新しました。円安、株高とも通常は金利上昇要因となりますが、「アベノミクス」の「大胆な金融緩和」を期待して10年国債利回りは0.5%台まで低下しました。

ロ. 当社の運用方針

安全性・換金性（流動性）に留意し、安定的な資金を確保するよう努めました。

なお、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品を含み、当社は証券化商品を一切保有しておりません。

ハ. 運用実績の概況

平成24年度末における一般勘定資産残高は、5,113百万円となりました。運用資産残高は、預貯金2,348百万円、公社債1,473百万円、株式5百万円、その他証券915百万円となりました。なお、資産運用収益は207百万円となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	401	8.3	2,348	45.9
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	4,148	85.3	2,394	46.8
公 社 債	1,272	26.2	1,473	28.8
株 式	652	13.4	5	0.1
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	2,223	45.7	915	17.9
貸 付 金	—	—	—	—
保 険 約 款 貸 付	—	—	—	—
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	313	6.5	373	7.3
貸 倒 引 当 金	—	—	△3	△0.1
合 計	4,863	100.0	5,113	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
現預金・コールローン	150	1,946
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	△206	△1,753
公 社 債	△303	201
株 式	△104	△647
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	201	△1,037
貸付金	—	—
保 険 約 款 貸 付	—	—
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
繰延税金資産	—	—
そ の 他	△1,094	60
貸倒引当金	—	△3
合 計	△1,151	249
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
現預金・コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	0.73	4.61
う ち 公 社 債	0.18	0.18
う ち 株 式	6.92	71.39
う ち 外 国 証 券	—	—
貸付金	—	—
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.56	3.46
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
現預金・コールローン	276	908
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	3,689	3,515
うち公社債	1,304	1,381
うち株式	330	221
うち外国証券	—	—
貸付金	—	—
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	4,808	4,586
うち海外投融資	—	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
利息及び配当金等収入	26	18
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	188
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	26	207

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	45
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	3
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	—
合 計	0	48

(6) 利息および配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
現 預 金 利 息	0	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	26	18
公 社 債 利 息	2	2
株 式 配 当 金	22	14
外 国 証 券 利 息 配 当 金	—	—
貸 付 金 利 息	—	—
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	26	18

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	188
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	188

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	45
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	45

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	1,272	30.7	1,473	61.5
地 方 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
うち公社・公団債	—	—	—	—
株 式	652	15.7	5	0.2
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	2,223	53.6	915	38.2
合 計	4,148	100.0	2,394	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
								平成23年度
	国 債	1,004	66	200	—	—	—	1,272
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式						652	652
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	2,223	2,223
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
平成24年度	有 価 証 券	1,207	64	202	—	—	920	2,394
	国 債	1,207	64	202	—	—	—	1,473
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式						5	5
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	915	915
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	平成23年度末	平成24年度末
公 社 債	1.14%	1.34%
外 国 公 社 債	—	—

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分		平成23年度末		平成24年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—
建設業		—	—	—	—
製造業	食料品	—	—	—	—
	繊維製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	医薬品	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	—	—	—	—
	輸送用機器	—	—	—	—
	精密機器	—	—	—	—
その他製品	—	—	—	—	
電気・ガス業		647	99.1	—	—
運輸・ 情報 通信業	陸運業	—	—	—	—
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	—	—	—	—
商業	卸売業	—	—	—	—
	小売業	—	—	—	—
金融・ 保険業	銀行業	—	—	—	—
	証券、商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	—	—	—	—
	その他金融業	5	0.9	5	100.0
不動産業		—	—	—	—
サービス業		—	—	—	—
合 計		652	100.0	5	100.0

(16) 貸付金明細表

該当ありません。

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳
該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳
該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳
該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
平成 23 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	19	—	—	4	14	17	53.5
	リ ー ス 資 産	7	—	—	5	2	32	92.9
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	24	15	—	18	22	111	83.4
	合 計	51	15	—	27	39	161	80.3
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
平成 24 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	14	1	—	3	12	20	61.5
	リ ー ス 資 産	2	—	—	0	1	33	95.5
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	22	1	—	10	13	122	90.3
	合 計	39	3	—	15	27	176	86.5
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(注)償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数
該当ありません。

③無形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
平成 23年度	ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—	—
平成 24年度	ソ フ ト ウ ェ ア	—	102	—	11	90	11	11.7
	合 計	—	102	—	11	90	11	11.7

(注)償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

(24) 固定資産等処分益明細表
該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
有 形 固 定 資 産	—	—
無 形 固 定 資 産	1,195	—
そ の 他	—	0
合 計	1,195	0

(注)平成23年度について、無形固定資産に計上していたシステムの開発に要した金額等について、開発を中止したことに伴い、固定資産処分損を計上しています。

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累 計 額	期末残高	摘要
そ の 他	0	—	—	0	0	
合 計	0	—	—	0	0	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成23年度末					平成24年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	1,594	1,919	324	324	—	1,470	1,473	3	3	—
公 社 債	1,270	1,272	2	2	—	1,470	1,473	3	3	—
株 式	324	647	322	322	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,594	1,919	324	324	—	1,470	1,473	3	3	—
公 社 債	1,270	1,272	2	2	—	1,470	1,473	3	3	—
株 式	324	647	322	322	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他の有価証券	2,228	920
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	5	5
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	2,223	915
合 計	2,228	920

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

P.18～19をご覧ください。

2. 法令遵守の体制

P.20～21をご覧ください。

3. 法第二百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。） の合理性および妥当性

ガン保障や入院保障などの第三分野保険(特約)における責任準備金が適正に積み立てられていることについて、保険計理人が確認しております。また、すべての保険契約が保険期間1年であることから、あらかじめ設定した予定事故発生率がリスクをカバーしているかを確認するストレステスト、負債十分性テストの対象となる保険契約はありません。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第 百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約 を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命 保険業務紛争解決機関の商号又は名称

P.7をご覧ください。

5. 個人データ保護について

P.24～25をご覧ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

P.23をご覧ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 保険会社およびその子会社等の状況

保険会社および子会社等の状況について、該当ありません。

なお、財務諸表の適正性および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性については、以下のとおり確認しています。

確認書

当社の代表取締役社長である山本学は、当社のディスクロージャー誌「損保ジャパンD I Y生命の現状2013」の縦覧開始時点において、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 事務分掌および職務権限に関する規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. 全ての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者より、全ての重要な点において、不実の記載および記載すべき事項の記載漏れがない旨の確認書の提出を受けております。
4. 全ての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取り締り会等に報告されております。また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

平成25年7月

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社

代表取締役社長 **山本学**

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

DIY宣言

私たちは、「お客さまを起点とした価値の提供」と「ムダを排除したローコストオペレーション」を基本理念とし、つぎの4つの価値をお客さまに提供できる、革新的かつ効率的で、顧客ロイヤルティの高い生命保険事業を実現します。

- (1) お客さまにぴったりあった商品の提供
- (2) お客さま自らの判断でご加入いただくこと
- (3) 迅速なサービスの提供
- (4) お客さまとの継続的な関係の構築

私たちは、企業としての社会的責任を自覚し、個人情報保護の徹底とコンプライアンスの実践を図るとともに、保険引受リスク、事務リスク等の各種リスクを適切に管理し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。

私たちは、企業活動を通じて社会に貢献し、株主価値を創造するとともに、自らも成長し続けます。



勧誘方針

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険は金融商品の販売にあたって、「顧客を起点とした価値の提供」という基本理念に基づき以下の姿勢をもって募集活動に努めて参ります。

■保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他関係法令等を遵守して参ります。
- ・販売等にあたっては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行って参ります。

■お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

- ・保険販売等においては、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、「お客さまにぴったり合った商品の提供」を行い、「お客さま自らの判断でご加入いただくこと」ができる情報を提供します。

- ・お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

■お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・お客さまと直接対面しない勧誘・販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努力して参ります。

■お客さまにご満足いただけるよう、お客さまの様々なご意見等の収集に努めます。

- ・保険契約について、万が一保険事故が発生した場合においては、保険金・給付金の請求にあたり適切な助言を行うなど「迅速なサービスの提供」に努めます。
- ・「お客さまとの継続的な関係の構築」を通じ、様々なご意見等の収集に努め、その後の販売・勧誘に反映して参ります。

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル
TEL.03-5437-9047

ウェブサイトアドレス <http://diy.co.jp>

損保ジャパンDIY生命の現状 2013
2013年7月発行

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
経営企画部 広報グループ

